

官報

号外

昭和四十二年十二月十九日

第五十七回 衆議院會議録 第七号

昭和四十二年十二月十九日(火曜日)

昭和四十二年十二月十九日
午後二時 本会議

○本日の会議に付した案件

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十二年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時六分開議
○副議長(小平久雄君) これより会議を開きます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○竹内黎一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

○副議長(小平久雄君) 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十二年十二月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号及び第四号中「発すること」を「発すること」に改め、同条第二号中「決定すること」を「決定すること」に改め、同条第三号中「改訂」を「改定」に、「基いて」を「基づいて」に、「報告すること」を「報告すること」に改め、同条第五号中「改訂」を「改定」に、「勧告すること」を「勧告すること」に改め、同条第六号中「附則第二十三項」を「附則第二十五項」に、「行なうこと」を「行なうこと」に改め、同条第七号中「申立」を「申立て」に、「審査すること」を「審査すること」に改め、同条第八号中「責に任ずること」を「責めに任ずること」に改め、同条第九号中「扶養手当」の下に、「調整手当」を加える。

第十条の三第一項中「第一号及び」を「第一号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から七年以内」に、「五千円」を「一万円」に改める。

第十一条の二の次に次の二条を加える。

(調整手当)

第十三条の三 調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事院規則で定めるものに在勤する職員に支給する。その地域に近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費に関する事情がその地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 調整手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 甲地 百分の六

二 乙地 百分の三

3 前項の甲地及び乙地は、人事院規則で定める。

第十一条の四 職員が在勤する地域を異にして異動した場合(職員の在勤する官署の所在地

が異動した場合を含む。以下同じ)において、当該異動の直後に支給されるべき調整手当の月額(俸給、俸給の特別調整額又は扶養手当の月額に異動があつた場合においては、これらに異動がなかつたものとした場合における調整手当の月額)が当該異動の直前に支給されてゐた調整手当の月額に達しないこととなるときは、又は調整手当が支給されないこととなるときは、当該職員は、前条の規定にかかわらず、当該異動の日から二年間、当該異動の直前に在勤してゐた地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる調整手当を支給する。ただし、当該職員が同日から二年の期間内にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員に対する調整手当の支給については、人事院の定めるところによる。

第十九条の見出し中「当り」を「当たり」に改め、同条中「当り」を「当たり」に改め、「俸給の月額」の下に「及びこれに対する調整手当の月額の合計額」を加え、「除した額」を「除して得た額」に改める。

第十九条の二第一項中「四百二十円」を「五百十円」に、「五百四十円」を「七百六十五円」に、「三千円」を「三千六百元」に改める。

第十九条の三第二項中「扶養手当の月額」の下に「並びにこれに対する調整手当の月額」を加え、「左の」を「次の」に改める。

第十九条の四第二項中「俸給の月額」の下に「及びこれに対する調整手当の月額の合計額」を、「扶養手当の月額」の下に「並びにこれらに対する調整手当の月額」を加え、「百分の四十」を「百分の五十」に改める。

第十九条の五第一項中「第十条から第十三条まで」を「第十条から第十二条まで」に改める。

第十九条の六中「扶養手当」の下に、「調整手当」を加える。

第二十三条第二項及び第三項中「扶養手当」の下に、「調整手当」を加え、同条第四項中「及び扶養手当」を、「扶養手当及び調整手当」に改め、同条第五項中「基く」を「基づく」に改め、「扶養手当」の下に、「調整手当」を加える。

別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	89,200	65,200				27,900	23,900	17,600
2	93,700	68,600	56,600	46,100	36,100	29,600	25,200	18,400
3	98,200	72,000	59,300	48,600	38,400	31,400	26,500	19,200
4	102,700	75,400	62,000	51,100	40,700	33,400	27,900	20,000
5	107,200	78,800	64,700	53,600	43,000	35,400	29,400	20,900
6	111,700	82,300	67,400	56,100	45,400	37,500	31,000	21,900
7	116,200	85,800	70,100	58,600	47,800	39,600	32,800	22,900
8	120,700	89,300	72,800	61,100	50,200	41,700	34,600	23,900
9	125,200	92,800	75,500	63,600	52,600	43,800	36,300	24,900
10	129,500	96,100	78,200	66,100	55,000	45,900	38,000	25,900
11	133,100	98,900	80,700	68,500	57,100	48,000	39,700	27,000
12	135,700	101,700	83,200	70,900	59,200	50,000	41,300	28,100
13	138,300	103,700	85,700	73,200	61,300	52,000	42,900	29,200
14	140,500	105,700	88,200	75,500	62,900	53,900	43,900	30,300
15	142,700	107,700	90,100	77,600	64,300	55,300	44,900	31,200
16			92,000	79,700	65,500	56,500		32,000
17				81,500	66,600	57,600		32,800
18				83,300	67,700	58,600		
19					68,800	59,600		
20						60,600		

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	35,700	27,700	23,900	17,800	15,100
2	37,500	29,200	25,100	18,700	15,700
3	39,300	30,700	26,400	19,600	16,400
4	41,100	32,300	27,700	20,500	17,100
5	43,000	34,000	29,000	21,500	17,800
6	44,900	35,700	30,300	22,700	18,600
7	46,800	37,300	31,600	23,900	19,400
8	48,600	38,800	33,000	25,100	20,300
9	50,400	40,300	34,400	26,300	21,200
10	52,000	41,800	35,700	27,500	22,200
11	53,600	43,300	37,000	28,700	23,200
12	55,000	44,800	38,300	29,700	24,200
13	56,400	46,300	39,600	30,700	25,300
14	57,800	47,800	40,900	31,600	26,400
15	59,200	49,200	42,200	32,500	27,400
16	60,400	50,200	43,300	33,400	28,100
17	61,600	51,200	44,400	34,200	28,800
18	62,800	52,200	45,400	35,000	29,500
19	64,000	53,200	46,200	35,800	30,200
20	65,000	54,200	47,000	36,600	30,900
21	66,000	55,200	47,700	37,300	31,600
22	67,000	56,100	48,400	38,000	32,300
23	68,000	56,900	49,100	38,700	33,000
24	69,000	57,700	49,800	39,400	33,700
25	70,000	58,500	50,500	40,100	34,400
26	71,000			40,800	35,000
27					35,600
28					36,200
29					36,800
30					37,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 75,400	円 65,200	円 —	円 —	円 32,300	円 26,500	円 19,300
2	78,800	68,600	52,600	42,000	34,300	27,900	20,100
3	82,300	72,000	55,100	44,300	36,300	29,400	21,000
4	85,800	75,400	57,600	46,700	38,400	31,000	21,900
5	89,300	78,800	60,100	49,100	40,500	32,800	22,900
6	92,800	81,500	62,600	51,500	42,600	34,600	23,900
7	96,100	84,200	65,100	53,900	44,700	36,300	24,900
8	99,400	86,900	67,600	56,300	46,800	38,000	25,900
9	102,100	89,200	70,100	58,700	48,900	39,700	27,000
10	104,800	91,500	72,600	61,100	51,000	41,400	28,100
11	107,000	93,800	75,000	63,200	53,100	43,100	29,500
12	109,200	96,000	77,400	65,300	55,100	44,700	30,900
13		98,200	79,700	67,400	57,100	46,300	32,000
14		100,100	82,000	69,000	59,000	47,300	32,900
15		102,000	84,100	70,400	60,200	48,300	33,800
16			86,200	71,600	61,200		
17			88,000	72,700	62,200		
18			89,800				
19			91,600				
20			93,400				
21			95,200				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 75,400	円 65,200	円 —	円 —	円 26,500	円 23,000	円 20,500
2	78,800	68,600	52,600	37,500	28,300	24,000	21,300
3	82,300	72,000	55,100	39,800	30,300	25,100	22,100
4	85,800	75,400	57,600	42,100	32,400	26,500	23,000
5	89,300	78,800	60,100	44,400	34,500	28,200	24,000
6	92,800	81,500	62,600	46,700	36,600	30,200	25,100
7	96,100	84,200	65,100	49,200	38,700	32,200	26,500
8	99,400	86,900	67,600	51,700	40,800	34,200	28,200
9	102,100	89,200	70,100	54,200	42,900	36,200	30,100
10	104,800	91,500	72,600	56,600	45,000	38,200	32,000
11	107,000	93,800	75,000	59,000	47,100	40,200	34,000
12	109,200	96,000	77,400	61,400	49,200	42,200	36,000
13		98,200	79,700	63,500	51,300	44,200	38,000
14		100,100	82,000	65,600	53,400	46,200	40,000
15		102,000	84,100	67,700	55,500	48,200	42,000
16			86,200	69,300	57,600	50,200	44,000
17			88,000	70,700	59,500	52,200	46,000
18			89,800	71,900	61,100	54,200	48,000
19			91,600	73,000	62,300	56,200	50,000
20			93,400	74,000	63,500	58,100	52,000
21			95,200	75,000	64,600	59,700	53,900
22				76,000	65,600	60,900	55,500
23				77,000	66,600	62,000	56,700
24					67,600	63,000	57,800
25					68,600	64,000	58,800
26					69,600	65,000	59,800
27						66,000	60,800
28						67,000	61,800
29							62,800
30							63,800
31							64,800

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 75,400	円 65,200	円 —	円 —	円 32,300	円 26,500	円 19,600	円 —
2	78,800	68,600	52,600	42,000	34,300	27,900	20,700	—
3	82,300	72,000	55,100	44,300	36,300	29,400	21,800	17,900
4	85,800	75,400	57,600	46,700	38,400	31,000	22,900	18,700
5	89,300	78,800	60,100	49,100	40,500	32,800	24,000	19,600
6	92,800	81,500	62,600	51,500	42,600	34,600	25,100	20,600
7	96,100	84,200	65,100	53,900	44,700	36,400	26,200	21,600
8	99,400	86,900	67,600	56,300	46,800	38,200	27,500	22,600
9	102,100	89,200	70,100	58,700	48,900	40,000	28,900	23,700
10	104,800	91,500	72,600	61,100	51,000	41,800	30,400	24,800
11	107,000	93,800	75,000	63,200	53,100	43,500	32,000	25,900
12	109,200	96,000	77,400	65,300	55,100	45,100	33,600	27,200
13		98,200	79,700	67,400	57,100	46,700	35,200	28,500
14		100,100	82,000	69,000	59,000	48,100	36,700	29,800
15		102,000	84,100	70,400	60,200	49,300	38,200	31,100
16			86,200	71,600	61,200	50,500	39,700	32,300
17			88,000	72,700	62,200	51,600	41,200	33,500
18			89,800		63,200	52,600	42,500	34,600
19			91,600			53,600	43,800	35,700
20			93,400				44,800	36,600
21			95,200				45,800	37,500
22							46,800	38,400

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 66,400	円 51,000	円 39,300	円 29,600	円 21,000
2	70,000	54,100	42,100	31,400	22,000
3	73,600	57,200	44,900	33,200	23,400
4	77,200	60,300	47,700	35,000	24,900
5	80,800	63,400	50,400	37,000	26,500
6	84,400	66,200	53,100	39,000	28,100
7	88,100	69,000	55,700	41,000	29,600
8	91,800	71,800	58,300	43,100	31,100
9	95,400	74,600	60,900	45,200	32,600
10	98,900	77,000	63,500	47,300	34,000
11	102,400	79,400	65,500	49,200	35,400
12	105,900	81,800	67,500	51,100	36,800
13	109,400	83,500	69,200	52,900	38,200
14	112,000	85,200	70,900	54,700	39,600
15	114,200	86,900	72,600	56,500	41,000
16	116,400	88,500	74,200	58,100	42,300
17	118,600	90,100	75,800	59,700	43,600
18	120,800				44,900
19	123,000				46,200
20					47,400
21					48,600

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 38,400	円 30,000	円 23,600	円 17,600
2	40,800	31,500	24,800	18,500
3	43,100	33,000	26,000	19,500
4	45,300	34,500	27,300	20,500
5	47,500	36,300	28,600	21,500
6	49,500	38,400	30,000	22,500
7	51,500	40,600	31,400	23,600
8	53,500	42,800	32,800	24,700
9	55,200	44,700	34,300	25,800
10	56,900	46,600	35,900	26,900
11	58,500	48,500	37,500	28,200
12	60,100	50,200	39,200	29,500
13	61,700	51,900	40,900	30,800
14	63,200	53,300	42,400	32,200
15	64,700	54,500	43,900	33,600
16	66,100	55,700	45,400	35,000
17	67,500	56,900	46,900	36,300
18	68,700	58,100	48,400	37,600
19	69,900	59,200	49,500	38,600
20	71,100	60,300	50,600	39,600
21	72,200	61,400	51,700	40,500
22	73,300	62,500	52,700	41,400
23	74,400		53,700	42,300
24				43,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	円 38,600	円 26,800	円 20,900
2	65,300	49,100	41,300	28,500	22,100
3	68,900	52,200	44,100	30,200	23,300
4	72,500	55,300	46,900	32,200	24,600
5	76,100	58,400	49,700	34,200	25,900
6	79,700	61,300	52,500	36,300	27,200
7	83,300	64,200	55,300	38,500	28,800
8	86,900	67,100	57,700	40,700	30,500
9	90,500	70,000	60,100	42,900	32,500
10	94,100	72,900	62,500	45,100	34,600
11	97,700	75,600	64,900	47,300	36,700
12	101,300	78,300	67,100	49,500	38,800
13	104,900	80,700	69,300	51,700	40,900
14	108,400	83,100	71,300	53,700	43,000
15	111,900	85,500	73,300	55,700	45,100
16	115,400	87,800	75,300	57,700	47,200
17	118,900	90,000	77,300	59,700	49,300
18	122,200	92,200	79,300	61,100	51,400
19	125,500	94,300	81,200	62,500	53,100
20	128,800	96,400	83,100	63,900	54,800
21	132,100	98,200	85,000	65,200	56,200
22	135,200	100,000	86,700	66,500	57,600
23	138,300	101,800	88,400	67,800	58,700
24	140,500	103,300	90,100	69,100	59,800
25	142,700	104,800	91,400	70,300	60,800
26		106,300	92,700	71,500	61,800
27			94,000	72,700	62,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
1	円	円	円
2	54,900	25,200	19,100
3	57,300	26,800	20,000
4	59,700	28,200	20,900
5	62,100	29,600	21,900
6	64,800	31,200	23,100
7	67,500	33,000	24,400
8	70,200	34,800	25,700
9	72,900	36,800	27,000
10	75,600	38,900	28,400
11	78,300	41,000	29,800
12	81,000	43,200	31,500
13	83,700	45,400	33,300
14	86,400	47,700	35,300
15	89,100	50,000	37,300
16	91,800	52,300	39,300
17	94,500	54,600	41,300
18	96,800	56,900	43,300
19	99,100	59,200	45,300
20	101,400	61,500	47,300
21	103,700	63,800	49,000
22	105,700	66,100	50,700
23	107,700	68,300	52,400
24	109,700	70,500	54,100
25	111,700	72,700	55,300
26		74,900	56,500
27		77,100	57,600
28		79,300	58,700
29		81,300	59,700
30		83,300	60,700
31		85,100	61,700
32		86,900	62,700
33		88,700	63,700
34		90,300	64,700
35		91,900	65,700
36		93,200	66,700
37		94,500	
38		95,800	
		97,100	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
1	円	円	円
2	44,600	21,900	19,100
3	46,900	23,600	20,000
4	49,200	25,200	20,900
5	51,500	26,800	21,900
6	53,800	28,100	23,100
7	56,100	29,400	24,400
8	58,400	30,900	25,700
9	60,700	32,600	27,000
10	63,000	34,300	28,300
11	65,300	36,200	29,600
12	67,500	38,200	31,100
13	69,700	40,300	32,600
14	71,900	42,400	34,200
15	74,100	44,500	35,800
16	76,300	46,700	37,400
17	78,500	48,900	39,000
18	80,500	51,100	40,600
19	82,500	53,200	42,200
20	84,400	55,300	43,500
21	86,300	57,400	44,800
22	88,100	59,300	45,800
23	89,700	61,200	46,800
24	91,300	62,800	47,800
25	92,600	64,400	48,800
26	93,900	66,000	
27	95,200	67,600	
28	96,500	69,000	
29		70,400	
30		71,800	
31		73,200	
32		74,600	
33		75,900	
34		77,200	
35		78,500	
36		79,700	
37		80,900	
38		82,100	
		83,300	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	97,600	—	38,600	28,200	21,900
2	101,200	55,300	41,300	29,700	23,600
3	104,800	58,400	44,100	31,300	25,200
4	108,300	61,300	46,900	33,100	26,800
5	111,800	64,200	49,700	35,000	28,200
6	115,300	67,100	52,600	37,000	29,600
7	118,800	70,100	55,500	39,100	31,200
8	122,200	73,100	58,400	41,200	33,000
9	125,500	76,100	61,300	43,400	34,800
10	128,800	79,700	64,200	45,600	36,800
11	132,100	83,300	67,100	47,900	38,800
12	135,200	86,900	70,000	50,200	40,800
13	138,300	90,500	72,900	52,500	42,800
14	140,600	94,100	75,800	54,800	44,800
15	142,800	97,700	78,300	57,100	46,800
16		101,300	80,700	59,400	48,800
17		104,900	83,100	61,700	50,600
18		108,400	85,500	64,000	52,400
19		111,900	87,800	66,200	54,200
20		115,400	90,000	68,400	55,700
21		118,400	92,200	70,600	57,200
22		120,600	94,300	72,800	58,500
23		122,800	96,400	75,000	59,800
24		125,000	97,900	77,200	60,900
25		127,200	99,400	79,400	62,000
26				81,400	63,100
27				83,400	64,200
28				85,200	
29				87,000	
30				88,800	
31				90,400	
32				92,000	
33				93,300	
34				94,600	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	24,300	20,900	17,600
2	60,200	39,000	25,800	22,000	18,400
3	63,000	41,700	27,400	23,100	19,200
4	65,800	44,400	29,100	24,200	20,000
5	69,000	47,000	31,100	25,600	20,900
6	72,200	49,600	33,300	27,000	22,000
7	75,500	52,200	35,500	28,500	23,100
8	78,900	54,800	37,800	30,300	24,200
9	82,800	57,200	40,100	32,100	25,400
10	86,800	59,600	42,500	34,200	26,600
11	90,800	62,000	44,900	36,300	27,800
12	94,900	64,400	47,300	38,500	29,000
13	99,000	66,800	49,600	40,700	30,200
14	103,300	69,100	51,900	42,900	31,400
15	107,600	71,400	54,200	45,100	32,500
16	111,900	73,700	56,500	47,200	33,500
17	115,800	75,800	58,700	49,200	34,500
18	119,700	77,900	60,800	51,200	
19	123,400	80,000	62,900	53,000	
20	126,300	81,800	64,500	54,500	
21	129,100	83,500	66,100	55,900	
22	131,900	85,200	67,500	57,300	
23	134,700	86,700	68,900	58,400	
24	136,900	88,200	70,200	59,500	
25	139,100	89,700	71,500	60,500	
26		91,200	72,800	61,500	
27		92,700	74,100		
28		94,200			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	83,400	59,500		31,600
2	87,000	62,900	50,100	33,800
3	90,600	66,300	53,200	36,000
4	94,200	69,700	56,300	38,200
5	97,800	73,100	59,300	41,000
6	101,400	76,500	62,300	43,800
7	104,600	79,900	65,300	46,600
8	107,800	83,300	68,300	49,400
9	111,000	86,700	71,300	52,200
10	114,200	90,100	74,200	55,000
11	117,400	93,300	77,100	57,700
12	120,400	96,400	79,900	59,800
13	123,400	99,500	82,700	61,900
14	126,300	102,100	85,400	64,000
15	129,100	104,700	87,100	66,100
16	131,900	106,600	88,800	68,200
17	134,700	108,500	90,300	70,200
18	136,900	110,400	91,800	72,200
19	139,100	112,300	93,300	74,000
20			94,800	75,800
21			96,300	77,200
22				78,600
23				80,000

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	67,600	48,300	31,900	23,900	20,900	18,400
2	71,100	51,000	34,100	25,200	21,900	19,200
3	74,600	53,700	36,300	26,500	22,900	20,000
4	78,100	56,400	38,600	27,900	23,900	20,900
5	81,700	59,100	40,900	29,600	25,100	21,900
6	85,300	61,800	43,200	31,400	26,400	22,900
7	88,900	64,500	45,500	33,400	27,800	23,900
8	92,000	67,000	47,900	35,400	29,200	24,900
9	95,100	69,500	50,300	37,500	30,800	25,800
10	98,100	72,000	52,700	39,600	32,600	26,600
11	101,100	74,200	55,100	41,700	34,400	27,400
12	103,100	76,400	57,200	43,800	36,200	28,100
13	105,100	78,400	59,300	45,900	37,900	28,800
14	106,900	80,400	61,400	48,000	39,600	
15	108,700	82,100	63,000	49,900	41,300	
16	110,500	83,800	64,600	51,800	42,900	
17		85,400	65,800	53,700	43,900	
18		87,000	67,000	55,100	44,900	
19			68,200	56,300	45,700	
20				57,400	46,500	
21				58,300		
22				59,200		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

号	俸 給 月 額	号	俸 給 月 額	号	俸 給 月 額	号	俸 給 月 額
1	40,500	1	31,400	1	23,100	1	18,900
2	42,800	2	33,400	2	24,300	2	19,900
3	45,100	3	35,600	3	25,600	3	20,900
4	47,300	4	37,800	4	26,900	4	22,000
5	49,500	5	40,000	5	28,200	5	23,100
6	51,700	6	42,100	6	29,600	6	24,300
7	53,900	7	44,200	7	31,200	7	25,500
8	56,100	8	46,300	8	32,800	8	26,800
9	58,300	9	48,400	9	34,400	9	28,100
10	60,500	10	50,400	10	36,100	10	29,400
11	62,600	11	52,400	11	37,800	11	30,800
12	64,700	12	54,400	12	39,500	12	32,300
13	66,400	13	56,200	13	41,200	13	33,800
14	68,100	14	57,800	14	42,800	14	35,300
15	69,700	15	59,100	15	44,100	15	36,800
16	71,300	16	60,400	16	45,400	16	38,000
17	72,900	17	61,600	17	46,600	17	39,200
18	74,200	18	62,600	18	47,800	18	40,200
19	75,500	19	63,600	19	49,000	19	41,200
20	76,800	20	64,600	20	50,000	20	42,200
21	78,000	21	65,600	21	51,000		
22	79,200	22	66,600	22	52,000		
23	80,400	23	67,600	23	53,000		
24	81,500						
25	82,600						
26	83,700						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表

俸 給 月 額 号 俸	俸 給 月 額	
	甲	乙
	円	円
1	200,000	128,000
2	210,000	137,000
3	220,000	146,000
4	230,000	155,000
5	240,000	164,000
6	250,000	173,000
7	260,000	182,000
8	270,000	191,000
9		200,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正
 第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
 附則第四十一項を附則第四十三項とし、附則第三十九項及び第四十項を二項ずつ繰り下げ、附則第三十八項中「改正後の国家公務員災害補償法」を「昭和四十二年改正法附則第十八項の規定による改正後の国家公務員災害補償法」に、「扶養手当」を「調整手当」に、「国家公務員等退職手当法第五條第三項及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)附則第十四項」を「昭和四十二年改正法附則第十九項の規定による改正後の国家公務員等退職手当法第五條第三項」に、「及び扶養手当」を「並びにこれらに対する調整手当の月額」に、「扶養手当及び暫定手当」を「これらに対する調整手当の月額並びに暫定手当の月額」に改め、同項を附則第四十項とし、附則第二十七項から第三十七項までを二項ずつ繰り下げ、附則第二十六項中「改正後の法第五條第一項中「扶養手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」と」とを「扶養手当、暫定手当」と」とに改め、

を「昭和四十二年改正法第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第五條第一項中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とに、「改正後の法第十九條中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」とを「同法第十九條中「及びこれに対する調整手当の月額」とあるのは「これに対する調整手当の月額及び暫定手当の月額」とに、「改正後の法第十九條の第三第二項中「及びこれらに対する調整手当の月額」とあるのは「これらに対する調整手当の月額及び暫定手当の月額」とに、「改正後の法第十九條の第四第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と及び「扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とを「同法第十九條の四第二項中「及びこれに対する調整手当の月額」とを「同法第十九條の四第二項中「俸給の月額」と及びこれに対する調整手当の月額」とあるのは「これに対する調整手当の月額及び暫定手当の月額」とに、「改正後の法第二十三條第二項及び第三項中「扶養手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とを「同法第二十三條第二項、第三項及び第五項中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とに、「改正後の法第二十三條第四項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とを「同法第四項中「及び調整手当」とあるのは「調整手当及び暫定手当」とに改め、「調整手当及び暫定手当」とに改め、「調整手当及び暫定手当」とに改め、「調整手当及び暫定手当」とに改め、「調整手当及び暫定手当」とに改め、「調整手当及び暫定手当」とに改め、「調整手当及び暫定手当」とに改め、同項を附則第二十四項とし、附則第二十一項中

「従前の例」の下に「及び附則第十七項の規定の適用を受ける職員の例」を加え、「又は国家公務員共済組合」及び「国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合」に改め、同項を附則第二十三項とし、附則第十九項及び第二十項を二項ずつ繰り下げ、附則第十八項を附則第十九項とし、同項の次に次の一項を加える。

20 附則第十七項の規定により支給される暫定手当の額は、俸給表の各職務の等級の号俸又は俸給月額に、当該号俸又は俸給月額に於ける前二項の規定による三級地（附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。）に係る暫定手当の月額に、昭和四十三年三月三十一日までは五分の一を、同年四月一日以降は五分の二をそれぞれ乗じて得た額に相当する額とする。

附則第十七項中「前項を」附則第十六項に改め、同項を附則第十八項とし、附則第十六項中「附則第二十一項を」附則第二十三項に改め、同項の次に次の一項を加える。

17 前項に規定する職員以外の職員（附則第二十三項の規定の適用を受ける職員を除く。）にも、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第...号。以下「昭和四十二年改正法」という。）の施行の日（昭和四十二年改正法の施行の日）の属する月の翌月の初日（その施行の日が月の初日であるときは、その日）から昭和四十五年三月三十一日までの間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めるところにより支給する。

附則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（同法第二条、第十九条の三）（同条第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に関する部分を除く。）及び第十九

条の四（同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤勉手当に関する部分を除く。）を除く。以下「改正後の法」という。の規定、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和三十三年改正法」という。）附則第十六項、第二十三項、第二十四項、第二十八項及び第四十項の規定並びに附則第七項から第十三項まで及び第十六項の規定、附則第十八項の規定による改正後の国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定、附則第十九項の規定による改正後の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定並びに附則第二十項の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

（最高号俸等の切替等）
3 昭和四十二年八月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高号俸又は最高号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等)
4 切替日からこの法律の施行の日（前日までの間）において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)
5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
(旧号俸等の基礎)
6 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(調整手当と暫定手当との調整等)
7 改正後の法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給される職員（次項に規定する指定職甲欄適用職員を除く。）に対しては、改正後の昭和三十三年改正法附則第十六項、第十七項及び第二十四項並びにこの法律附則第十二項の規定にかかわらず、暫定手当は、支給しない。

8 改正後の法第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する職員（以下「指定職甲欄適用職員」という。）で同法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給されるものに支給する暫定手当の月額は、改正後の昭和三十三年改正法附則第二十三項及び第二十四項並びにこの法律附則第十二項の規定にかかわらず、改正後の昭和三十三年改正法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額（昭和四十三年四月一日以降においては、附則第十四項後段の規定による暫定手当の月額のうち同法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額に係る額）に相当する額とする。

(調整手当の額の特例)
9 改正後の法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給される職員（指定職甲欄適用職員を除く。）の調整手当の月額が附則第七項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額に達しない場合における当該調整手当の月額は、同法第十一条の三及び第十一条の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額に相当する額とする。

10 改正後の法第十一条の三又は第十一条の四の規定により調整手当を支給される指定職甲欄適用職員の調整手当の月額が附則第八項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額が同項の規定による月額を減じた額に達しない場合における当該調整手当の月額は、次項の規定により読み替えられた同法第十一条の三及び第十一条の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額から附則第八項の規定による月額を減じた額に相当する額とする。

11 指定職甲欄適用職員に対する改正後の法第十一条の三第二項の規定の適用については、当該職員に暫定手当が支給される間、同項中「俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額」とあるのは、「俸給月額及び一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十四号）附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額に相当する額」とする。

(改正前の昭和三十三年改正法附則第二十二項の規定の経過措置)
12 切替日において第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正前の昭和三十三年改正法」という。）附則第二十二項の規定による暫定手当を支給されていた職員に対しては、切替日以降、改正後の昭和三十三年改正法附則第十六項、第十七項、第二十三項及び第二十四項の規定にかかわらず、その者が改正前の昭和三十三年改正法附則第二十二項本文の規定の適用を受けるに至つた日から二年間、その者が同項本文

員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

規定により調整手当を支給される職員（指定職甲欄適用職員を除く。）の調整手当の月額が附則第七項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額に達しない場合における当該調整手当の月額は、同法第十一条の三及び第十一条の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額に相当する額とする。

の規定の適用を受ける直前に在勤していた地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる暫定手当を支給する。ただし、当該職員が同日から二年の期間内にさらに在勤する地域を異にして異動した場合(当該職員の在勤する官署の所在地が異動した場合を含む)における当該職員に対する暫定手当の支給については、人事院の定めるところによる。

13 (勤務一時間当たりの給与額の算出の特例)

改正後の法第十九条の規定の適用については、同条中「これに対する調整手当の月額」とあるのは、附則第九項又は第十項の規定の適用を受ける職員にあつては「一般職の職員の給与に関する法律等」の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)附則第九項又は第十項の規定による調整手当の月額」とし、附則第十一項の規定の適用を受ける職員にあつては「一般職の職員の給与に関する法律等」の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)附則第十一項の規定により読み替えられた第十一條の三第二項の規定による調整手当の月額とする。

14 (昭和四十二年四月一日以降の俸給月額等)

改正後の法別表第一から別表第八までに掲げる俸給表の昭和四十四年四月一日以降における適用については、これらの俸給表に掲げる俸給月額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該職務の等級の号俸(指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、当該号俸)についての切替日における改正後の昭和四十二年改正法附則第十八項又は第二十三項の規定による三級地(同法附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。)に係る暫定手当の月額(以下「三級地支給額」という。)に五分の一を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては三級地

支給額に五分の五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとし、昭和四十四年三月三十一日、昭和四十四年三月三十一日又は昭和四十五年三月三十一日において職務の等級の最高号俸(指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額にあつては、同欄に掲げる最高の号俸)をこえる俸給月額を受ける職員のそれぞれ昭和四十四年四月一日、昭和四十四年四月一日又は昭和四十五年四月一日以降における俸給月額は、人事院規則で定める額とする。この場合において、改正後の昭和四十二年改正法附則第十六項、第二十三項若しくは第二十四項又はこの法律附則第十二項の規定により職員に支給される暫定手当の月額は、改正後の昭和四十二年改正法附則第十八項、第十九項、第二十三項若しくは第二十四項又はこの法律附則第十二項の規定による暫定手当の額から、三級地支給額に、昭和四十四年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては五分の一を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては五分の五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ減じた額とする。

15 (給与の内払)

改正前の法又は改正前の昭和三十二年改正法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、それぞれ、改正後の法又は改正後の昭和三十二年改正法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の法の規定により調整手当を支給されることとなる職員に支払われた暫定手当(指定職中欄適用職員にあつては、改正後の昭和三十二年改正法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額以外の額に係るものに限る。)は、改正後の法の規定による調整手当の内払とみなす。

16 (人事院規則への委任)

附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

17 (調整手当についての人事院の措置)

人事院は、この法律の施行の日から起算して三年以内に改正後の法第十一條の三に規定する調整手当に關して必要と認められる措置を国会及び内閣に同時に勧告することを目途として、同法第二條第六号に規定する調査研究の一環として調整手当に關する調査研究を行なうものとする。

18 (国家公務員災害補償法の一部改正)

国家公務員災害補償法の一部を次のように改正する。

19 (国家公務員等退職手当法の一部改正)

国家公務員等退職手当法の一部を次のように改正する。

20 (地方自治法の一部改正)

地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一

附則第六條の二第一項中「勤務地手当にかえて」を「調整手当又はに改め、同条第二項中「暫定手当」を「調整手当及び暫定手当」に改める。

附則第六條の四

市町村立学校職員給与負担法第一條及び公立養護学校整備特別措置法第四條第一項を「及び市町村立学校職員給与負担法第一條に、「暫定手当」を「調整手当、暫定

手当に改める。

理由

人事院の国会及び内閣に対する昭和四十二年八月十五日付勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに初任給調整手当、宿日直手当及び勤勉手当の額を改正するとともに、調整手当を新設し、及び暫定手当の一定額を逐次俸給に繰り入れる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年十二月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

特別職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律

第一條 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二號)の一部を次のように改正する。

第二條中「ものの外」を「もののほか」に改め、「俸給」の下に、「調整手当」を加える。

第三條第二項中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第四條第二項中「九千四百円」を「一万五百円」に改める。

第七條の二「中」期末手当を「調整手当及び期末手当」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	五五〇、〇〇〇円

昭和四十二年十二月十九日 衆議院會議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

一三〇

国務大臣 会計検査院長 人事院総裁	四〇〇,〇〇〇円
内閣法制局長官 公正取引委員会委員長 宮内庁長官	三三〇,〇〇〇円
検査官(会計検査院長を除く) 人事官(人事院総裁を除く) 政務次官	二七〇,〇〇〇円
内閣官房副長官 総理府総務副長官 侍従長	二六〇,〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 土地調整委員会委員長 文化財保護委員会委員長 地方財政審議会会長 式部官長	二四〇,〇〇〇円
土地調整委員会委員 首都圏整備委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 行政監理委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員	一一〇,〇〇〇円

別表第二		公共企業体等労働委員会の常勤の公益を 代表する委員 科学技術会議の常勤の議員 運輸審議会委員 東宮大夫	
官	職	名	俸 給 月 額
大 使	五号俸		三三〇,〇〇〇円
	四号俸		二六〇,〇〇〇円
	三号俸		二四〇,〇〇〇円
	二号俸		二二〇,〇〇〇円
	一号俸		一九〇,〇〇〇円
公 使	四号俸		二六〇,〇〇〇円
	三号俸		二四〇,〇〇〇円
	二号俸		二二〇,〇〇〇円
	一号俸		一九〇,〇〇〇円
別表第三		秘書官	
官	職	名	俸 給 月 額
秘書官	八号俸		一〇八,〇〇〇円
	七号俸		九七,〇〇〇円
	六号俸		八七,〇〇〇円
	五号俸		七七,〇〇〇円
	四号俸		六八,〇〇〇円
	三号俸		五九,五〇〇円
	二号俸		五一,〇〇〇円
	一号俸		四五,五〇〇円

(特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

7 内閣総理大臣等に暫定手当が支給される間、特別職の職員に給する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第

号)第一条の規定による改正後の特別職の職

員の給する法律第二条及び第五条から第七条までの規定の適用については、同法第

二条中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫

定手当」と、同法第五条から第七条までの規

定中「俸給」とあるのは「俸給及び暫定手当」とする。

附則第十項中「改正後の外務公務員法」を「特

別職の職員に給する法律等の一部を改正

する法律附則第八項の規定による改正後の外務

公務員法に、「俸給の」を「俸給及び調整手当の

それぞれに」、「及び暫定手当」を、「調整手当及

び暫定手当」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員に給する法律(以下「改正後の法」という)の規定、第二条の規定による改正後の特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律(以下「改正後の昭和三十三年改正法」という)の規定並びに次項及び附則第四項の規定並びに附則第八項の規定による改正後の外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

(調整手当と暫定手当との調整等)

3 改正後の法第二条の規定により調整手当を支給される内閣総理大臣等(秘書官を除く)に支給する暫定手当の月額、改正後の昭和三十三年改正法附則第三項の規定にかかわらず、同法附則第四項の規定により俸給とみなされる額(昭和四十三年四月一日以降においては、附則第五項後段の規定による暫定手当の月額のうち同法附則第四項の規定により俸給とみなされる額に係る額)に相当する額とする。

4 改正後の法第二条の規定により調整手当を支給される秘書官に対しては、改正後の昭和三十三年改正法附則第二項の規定にかかわらず、暫定手当は、支給しない。

(昭和四十三年四月一日以降の俸給月額等)

5 改正後の法第三条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同条第二項

に定める俸給月額又は同法別表第一から別表第三までに掲げる俸給月額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該俸給月額を受ける特別職の職員についての昭和四十二年七月三十一日における第二条の規定による改正前の特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律(以下「改正前の昭和三十三年改正法」という)附則第三項の規定による暫定手当の月額(秘書官にあつては、当該俸給月額を受ける秘書官について

の同日における同法附則第五項の規定による三級地(一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう)に係る暫定手当の月額とし、以下「暫定手当支給額」という)に二十分の三(秘書官にあつては、五分の一)を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては、暫定手当支給額に二十分の九(秘書官にあつては、五分の三)を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては暫定手当支給額に二十分の十五(秘書官にあつては、五分の五)を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。この場合において、改正後の昭和三十三年改正法附則第二項の規定

により特別職の職員に支給される暫定手当の月額は、同法附則第三項又は第五項の規定による額から、暫定手当支給額に、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては二十分の三(秘書官にあつては、五分の二)を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては二十分の九(秘書官にあつては、五分の三)を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては二十分の十五(秘書官にあつては、五分の五)を乗じて得た額に相当する額とする。

6 改正後の法第四条第二項の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同項中「一万五百円」とあるのは、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては「一万五百三十三円」と、同年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては「一万五千九百九十九円」と、同年四月一日以降においては「一万六千六百六十五円」とする。

(給与の内払)

7 第一条の規定による改正前の特別職の職員に給する法律又は改正前の昭和三十三年改正法の規定に基づいて昭和四十二年八月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、それぞれ、改正後

に定める俸給月額又は同法別表第一から別表第三までに掲げる俸給月額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該俸給月額を受ける特別職の職員についての昭和四十二年七月三十一日における第二条の規定による改正前の特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律(以下「改正前の昭和三十三年改正法」という)附則第三項の規定による暫定手当の月額(秘書官にあつては、当該俸給月額を受ける秘書官について

の同日における同法附則第五項の規定による三級地(一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう)に係る暫定手当の月額とし、以下「暫定手当支給額」という)に二十分の三(秘書官にあつては、五分の一)を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては、暫定手当支給額に二十分の九(秘書官にあつては、五分の三)を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては二十分の十五(秘書官にあつては、五分の五)を乗じて得た額に相当する額とする。

この場合において、改正後の昭和三十三年改正法附則第二項の規定

の法又は改正後の昭和三十三年改正法の規定に

よる給与の内払とみなす。この場合において、

改正後の法の規定により調整手当を支給される

こととなる特別職の職員に支払われた暫定手当

(内閣総理大臣等(秘書官を除く。)にあつては、

改正後の昭和三十三年改正法附則第四項の規定

により俸給とみなされる額以外の額に係るもの

に限る。)は、改正後の法の規定による調整手当

の内払とみなす。

(外務公務員法の一部改正)

8 外務公務員法の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「俸給の」を「俸給及び調整

手当のそれぞれ」に改める。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定等に伴い、特別職の職員の給与の額を改定するとともに、調整手当を新設し、及び暫定手当の一定額を逐次俸給に繰り入れる等の必要がある。これが、この法律案

を提出する理由である。

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年十二月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第一条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「(以下「幹部自衛官」といふ。)」を削る。

第十四条の見出し中「通勤手当」を「調整手当」

に改め、同条第一項中「通勤手当」を「調整手当及び通勤手当」に改め、「初任給調整手当」の

下に、「調整手当」を加え、「自衛官」を「第六条の

規定の適用を受ける自衛官には調整手当及び隔

遠地手当を、その他の自衛官」に改め、同条第

二項中「第十二条」を「第十一条の三」に改める。

第十八条第二項中「五千七十七円」を「五千五百八十円」に改める。

第十八条の二第二項中「扶養手当の月額合計額(陸曹等にあつては俸給、扶養手当及び営

外手当の月額合計額とし、学生にあつては学

生手当の月額とする。)」を「扶養手当の月額、こ

れらに対する調整手当の月額並びに営外手当の

月額合計額(学生にあつては、学生手当の月

額)に改める。

第十八条の三第二項中「俸給の月額(陸曹等に

あつては、俸給及び営外手当の月額合計額)」

を「俸給の月額、これに対する調整手当の月額

及び営外手当の月額合計額」に、「扶養手当の

月額合計額(陸曹等にあつては、俸給、扶養

手当及び営外手当の月額合計額)」を「扶養手

当の月額、これらに対する調整手当の月額並び

に営外手当の月額合計額」に、「百分の四十

を「百分の五十」に改める。

第十九条中「第十一条の二」を「第十一条の三」

に、「外」を「ほか」に、「初任給調整手当、扶養

手当、特殊勤務手当」を「扶養手当、調整手当」

に改める。

第二十二條の二第一項中「隔遠地手当」を「調

整手当及び隔遠地手当」に改める。

第二十三條第二項中「俸給等(参事官等、事務

官等及び幹部自衛官にあつてはその者に係る俸

給、扶養手当及び期末手当を、陸曹等にあつて

は俸給、扶養手当、営外手当及び期末手当をい

ふ。以下この条及び次条において同じ。)」を「俸

給、扶養手当、調整手当、営外手当及び期末手

当(以下この条及び次条において「俸給等」とい

ふ。)」に改める。

第二十四條第二項中「因り」を「より」に、「第

十四条から第十七条まで」を「第十四条(調整手

当に係る部分を除く。)、第十六条、第十七条」

に改める。

第二十五條第二項中「九千八百円」を「一万百

円」に改める。

第二十七條第二項中「扶養手当」の下に、「調

整手当」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	甲	乙					
	円	円	号 俸	円	円	円	円
1	200,000	128,000	1	99,500	72,700	—	40,200
2	210,000	137,000	2	104,500	76,500	63,100	42,800
3	220,000	146,000	3	109,500	80,300	66,100	45,400
4	230,000	155,000	4	114,500	84,100	69,100	48,000
5	240,000	164,000	5	119,500	87,900	72,100	51,400
6		173,000	6	124,500	91,800	75,100	54,200
7		182,000	7	129,500	95,700	78,100	57,000
8		191,000	8	134,500	99,600	81,100	59,800
9		200,000	9	139,500	103,500	84,100	62,600
			10	144,400	107,100	87,100	65,400
			11	148,400	110,300	90,000	68,200
			12	151,300	113,400	92,800	70,900
			13	154,200	115,600	95,600	73,600
			14	156,600	117,800	98,300	76,300
			15	159,000	120,000	100,500	79,000
			16			102,600	81,600
			17				84,200
			18				86,500
			19				88,800
			20				90,900
			21				92,900

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
38,600	35,800	27,900	23,700	22,100	19,700	17,800	15,900	14,900
41,000	36,900	30,200	25,600	23,600	20,800	18,700		
43,400	38,100	32,500	27,900	25,500	21,900	19,700		
45,900	40,400	34,800	30,200	27,700	23,100	20,700		
48,400	42,700	37,100	32,500	29,900	24,300			
50,800	45,000	39,400	34,800	31,900	25,500			
53,200	47,400	41,800	37,100	33,200				
55,400	49,700	44,100	39,100	34,400				
57,600	52,000	46,200	40,700	35,600				
59,800	54,200	48,300	42,200	36,800				
61,800	56,400	50,400	43,700	38,000				
63,600	58,600	52,500	45,200	39,100				
65,400	60,700	54,600	46,600	40,200				
67,200	62,800	56,600	48,000	41,300				
69,000	64,700	58,400	49,400					
70,800	66,200	59,900	50,500					
72,300	67,700	61,200						
73,500	69,100	62,500						
74,600	70,300	63,600						
	71,400	64,700						

他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

(防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十九項を次のように改める。

(暫定手当を基礎とする給与)

19 参事官等、事務官等並びに

新法別表第二の陸尉、海尉及び空尉の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける自衛官に暫定手当が支給される

間、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十

二年法律第 号)第一条の

規定による改正後の防衛庁職員給与法(以下この項において「昭和四十二年改正後の法」という。)第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十九条中

給与に関する法律第十九条中

別表第二 自衛官俸給表

階 級 号	陸 海 空			將 將 將	陸 將 補 海 將 補 空 將 補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	俸 給 月 額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙	丙						
1	200,000	128,000	104,800	88,700	73,400	61,500	—	—	46,600
2	210,000	137,000	109,800	92,700	77,200	64,300	58,700	—	49,100
3	220,000	146,000	114,800	96,700	81,000	67,100	61,500	—	51,700
4	230,000	155,000	119,900	100,600	84,800	69,900	64,300	—	54,500
5	240,000	164,000	125,000	104,500	88,700	72,700	67,100	—	57,200
6		173,000	130,000	108,300	92,600	75,500	69,900	—	59,900
7		182,000	135,000	112,000	96,500	78,300	72,500	—	62,600
8		191,000	140,000	115,700	100,400	81,000	75,100	—	65,300
9		200,000	144,800	118,500	104,200	83,700	77,600	—	68,000
10			148,800	121,200	107,500	86,400	80,100	—	70,700
11			151,700	123,600	110,500	89,000	82,600	—	73,300
12			154,600	126,000	113,400	91,500	85,000	—	75,900
13				128,400	115,400	93,900	87,100	—	78,200
14					117,400	96,200	89,200	—	80,000
15						98,400	91,100	—	81,500
16						100,500	92,800	—	82,900
17						102,600	94,500	—	84,300
18						104,700	96,200	—	85,600
19						106,800	97,900	—	
20						108,700	99,600	—	
21						110,600	101,200	—	

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その

「及びこれに対する調整手当の月額」とあるのは、「これに対する調整手当の月額及び暫定手当の月額」と、昭和四十二年改正後の法第十八条の二第二項及び第十八条の三第二項中「調整手当の月額」とあるのは「調整手当の月額、暫定手当の月額」と、同法第二十三条第二項及び第二十七条第二項中「調整手当」とあるのは「調整手当、暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

第三条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 38,700	円 35,900	円 28,000	円 23,800	円 22,200	円 19,800	円 17,900	円 16,000	円 15,000
41,100	37,000	30,300	25,700	23,700	20,900	18,800		
43,500	38,200	32,600	28,000	25,600	22,000	19,800		
46,000	40,500	34,900	30,300	27,800	23,200	20,800		
48,500	42,900	37,300	32,600	30,000	24,400			
50,900	45,200	39,600	34,900	32,000	25,600			
53,300	47,500	41,900	37,200	33,300				
55,600	49,800	44,200	39,300	34,600				
57,800	52,100	46,400	40,900	35,800				
60,000	54,400	48,500	42,400	37,000				
62,000	56,600	50,600	43,900	38,100				
63,800	58,800	52,700	45,300	39,200				
65,600	61,000	54,800	46,700	40,300				
67,400	63,000	56,800	48,100	41,400				
69,200	64,900	58,600	49,500					
71,000	66,400	60,100	50,600					
72,500	67,900	61,400						
73,700	69,300	62,700						
74,800	70,500	63,900						
	71,600	65,000						

職を占める者で政令で指定するものとする。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第四条 防衛庁職員給与法の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「一万百円」を「一万二百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第二 自衛官俸給表

階 級 号	陸 海 空			将 将 将	陸 将 補 海 将 補 空 将 補	1 等陸佐 1 等海佐 1 等空佐	2 等陸佐 2 等海佐 2 等空佐	3 等陸佐 3 等海佐 3 等空佐	1 等陸尉 1 等海尉 1 等空尉
	俸 給 月 額				俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙	丙						
1	200,000	128,000	105,000		88,900	73,500	61,600	—	46,700
2	210,000	137,000	110,000		92,800	77,300	64,400	58,800	49,300
3	220,000	146,000	115,000		96,800	81,100	67,200	61,600	51,900
4	230,000	155,000	120,100		100,800	84,900	70,000	64,400	54,600
5	240,000	164,000	125,200		104,700	88,800	72,800	67,200	57,400
6		173,000	130,300		108,500	92,700	75,600	70,000	60,100
7		182,000	135,300		112,300	96,700	78,400	72,600	62,800
8		191,000	140,300		116,000	100,600	81,200	75,200	65,500
9		200,000	145,100		118,700	104,400	83,900	77,800	68,200
10			149,100		121,400	107,700	86,600	80,300	70,900
11			152,100		123,800	110,700	89,200	82,800	73,500
12			155,000		126,200	113,600	91,700	85,200	76,100
13					128,600	115,600	94,100	87,300	78,400
14						117,600	96,400	89,400	80,200
15							98,600	91,300	81,700
16							100,700	93,000	83,100
17							102,800	94,700	84,500
18							104,900	96,400	85,800
19							107,000	98,100	
20							108,900	99,800	
21							110,800	101,500	

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官

別表第一 参事官等俸給表

号 俸	指 定 職		職務の 等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙					
1	201,760	128,532	1	99,902	73,037	—	40,429
2	211,840	137,552	2	104,943	76,846	63,402	43,004
3	221,880	146,598	3	109,983	80,654	66,428	45,590
4	231,960	155,620	4	115,024	84,463	69,452	48,164
5	242,000	164,664	5	120,064	88,271	72,480	51,633
6		173,688	6	125,103	92,191	75,508	54,445
7		182,744	7	130,145	96,111	78,536	57,243
8		191,800	8	135,184	100,038	81,562	60,044
9		200,856	9	140,221	103,958	84,587	62,845
			10	145,033	107,655	87,613	65,648
			11	149,062	110,790	90,414	68,448
			12	151,974	113,923	93,215	71,253
			13	154,884	116,164	96,015	74,058
			14	157,348	118,405	98,814	76,752
			15	159,812	120,646	100,941	79,441
			16			103,068	82,019
			17				84,594
			18				86,944
			19				89,295
			20				91,306
			21				93,319

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で指定するものとする。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
38,900	36,100	28,300	23,900	22,300	20,000	18,000	16,100	15,100
41,400	37,300	30,600	25,900	23,900	21,100	18,900		
43,900	38,500	32,900	28,200	25,800	22,200	19,900		
46,400	40,800	35,200	30,500	28,000	23,400	20,900		
48,900	43,200	37,600	32,900	30,200	24,600			
51,300	45,600	40,000	35,200	32,300	25,800			
53,700	47,900	42,300	37,500	33,600				
56,000	50,200	44,600	39,700	34,900				
58,300	52,500	46,800	41,200	36,100				
60,400	54,800	48,900	42,700	37,300				
62,400	57,100	51,000	44,200	38,500				
64,300	59,300	53,100	45,700	39,700				
66,200	61,400	55,200	47,200	40,800				
68,000	63,500	57,200	48,600	41,900				
69,800	65,400	59,100	50,000					
71,600	67,000	60,600	51,100					
73,000	68,500	61,900						
74,200	69,900	63,200						
75,300	71,100	64,400						
	72,200	65,500						

の官職を占める者で政令で指定するものとする。

別表第二 自衛官俸給表

階 級 号 俸	陸 海 空			將 將 將 海 空 空	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	俸 給 月 額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	甲	乙	丙					
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	201,760	128,532	105,700	89,500	74,000	62,100	—	47,100
2	211,840	137,552	110,800	93,400	77,800	64,900	59,300	49,600
3	221,880	146,598	115,900	97,400	81,600	67,700	62,100	52,200
4	231,960	155,620	121,000	101,400	85,500	70,500	64,900	55,000
5	242,000	164,664	126,100	105,400	89,400	73,300	67,700	57,800
6		173,688	131,200	109,200	93,300	76,200	70,500	60,600
7		182,744	136,200	113,000	97,300	79,000	73,100	63,300
8		191,800	141,200	116,700	101,300	81,800	75,700	66,000
9		200,856	146,100	119,500	105,100	84,500	78,300	68,700
10			150,100	122,200	108,400	87,200	80,900	71,400
11			153,100	124,600	111,500	89,800	83,500	74,100
12			156,000	127,000	114,300	92,300	85,800	76,700
13				129,400	116,400	94,700	87,900	78,900
14					118,400	97,100	90,000	80,700
15						99,300	91,900	82,300
16						101,400	93,700	83,800
17						103,500	95,400	85,100
18						105,600	97,100	86,400
19						107,700	98,800	
20						109,600	100,500	
21						111,500	102,200	

備考 この表の陸将、海将及び空将の甲欄又は乙欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は一般職の職員給与に關する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)の施行の日が月の属する月の翌月の初日(その施行の日が月の初日であるときは、その日)から、第四条の規定は昭和四十三年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁職員給与法(同法第十八条の二(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に關する部分を除く。))及び第十八条の三(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤勉手当に關する部分を除く。))を除く。以下「新法」という。の規定、第二条の規定による改正後の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(以下「改正後の昭和三十三年改正法」という。))の規定並びに附則第九項から第十四項まで及び第十八項の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

(俸給の切替)

3 昭和四十二年八月一日(以下「切替日」という。))における職員の俸給月額、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。))におけるその者が受けていた俸給月額に對應する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に對する切替日以降における最初の新法第五條第三項において準用する一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。))第八條第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日にお

ける俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替等)

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれをこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の国家公務員の例に準じて総理府令で定める。

(切替日から施行日の前日までの間に異動した職員の俸給月額等)

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。))の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(以下「昭和四十二年一般職給与改正法」という。))による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。))から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定めるところによる。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(改正前の俸給月額の基礎)

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額

は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(調整手当と暫定手当との調整等)

9 新法第十四条の規定により調整手当を支給される職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。))に對しては、改正後の昭和三十三年改正法附則第十六項の規定にかかわらず、暫定手当は、支給しない。

10 新法第六條第一項の規定に基づく政令で指定する職員(以下「指定職甲欄適用職員」という。))で新法第十四条の規定により調整手当を支給されるものに支給する暫定手当の月額は、改正後の昭和三十三年改正法附則第十六項の規定にかかわらず、同項後段の規定により俸給とみなされる額に相當する額とする。

(調整手当の額の特例)

11 新法第十四条の規定により調整手当を支給される職員(指定職甲欄適用職員を除く。))の調整手当の月額が附則第九項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額に達しない場合における当該調整手当の月額は、同条第二項において準用する一般職給与法第十一條の三及び第十一條の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額に相當する額とする。

12 新法第十四条の規定により調整手当を支給される指定職甲欄適用職員の調整手当の月額が附則第十項の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなる暫定手当の月額から同項の規定による月額を減じた額に達しない場合における当該調整手当の月額は、次項の規定により読み替えられた同条第二項において準用する一般職給与法第十一條の三及び第十一條の四の規定にかかわらず、当該暫定手当の月額から附則第十項の規定による月額を減じた額に相當する額とする。

13 指定職甲欄適用職員に對する新法第十四條第二項において準用する一般職給与法第十一條の

三第二項の規定の適用については、当該職員に暫定手当が支給される間、同項中「俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額」とあるのは、「俸給月額及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百五十五号)附則第十六項後段の規定により俸給とみなされる額に相當する額」とする。

(勤務一時間当たりの給与額の算出の特例)

14 新法第十四條第二項において準用する一般職給与法第十九條の規定の適用については、同条中「これに對する調整手当の月額」とあるのは、附則第十一項又は第十二項の規定の適用を受ける職員に對しては「防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)附則第十一項又は第十二項の規定による調整手当の月額」とし、前項の規定の適用を受ける職員に對しては「防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)附則第十一項又は第十二項の規定による調整手当の月額」とする。

15 事務官等に對する一般職給与法別表第一、別表第四及び別表第五(ハを除く。))から別表第八までに掲げる俸給表の昭和四十三年四月一日以降における適用については、昭和四十二年一般職給与改正法附則第十四項の規定の例による。

16 昭和四十四年四月一日以降における第四條の規定による改正後の防衛庁職員給与法別表第一及び別表第二に定める俸給月額並びに同法第二十五條第二項に定める学生手当の月額については、昭和四十二年一般職給与改正法附則第十四項の規定による一般職の国家公務員の俸給月額等に係る措置との権衡上必要な改定を行なうものとする。

(給与の内払)

17 旧法又は第二条の規定による改正前の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の規定に基づ

いて切替日からこの法律の施行の日の前日まで
の間に職員に支払われた給与は、それぞれ、新
法又は改正後の昭和三十三年改正法の規定に
給与の内払とみなす。この場合において、新
法の規定により調整手当を支給されることとな
る職員に支払われた暫定手当(指定職甲欄適用
職員にあつては、改正後の昭和三十三年改正法
附則第十六項後段の規定により俸給とみなされ
る額以外の額に係るものに限る。)は、新法の規
定による調整手当の内払とみなす。
(政令への委任)

18 附則第三項から前項までに定めるもののほ
か、この法律の施行に關し必要な事項は、政令
で定める。

理 由

一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員
の俸給月額等及び勤勉手当の支給割合を改定し、
並びに調整手当に關する規定を新たに設ける等
の必要がある。これが、この法律案を提出する理由
である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めま
す。内閣委員長三池信君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三池信君登壇〕

○三池信君 たいだいま議題となりました三法案に
つきまして、内閣委員会における審査の経過並び
に結果を御報告申し上げます。

まず、三法案の要旨を申し上げますと、一般職
の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法
律案は、本年八月十五日付の人事院勧告につき、
実施期日を八月一日とし、都市手当を調整手当と
するほかは、人事院勧告どおり、全俸給表の俸給
月額、医師の初任給調整手当、宿日直手当及び勤
勉手当を増額すること、調整手当の新設に伴
う暫定手当に關する規定の改正等を行なうとす
るものであります。

次に、特別職の職員の給与に關する法律等の一

部を改正する法律案は、一般職職員の給与改定に
伴い、特別職職員の俸給月額などの改定を行な
うとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法
律案は、一般職の職員の給与に關する法律等の一
部を改正する法律案に準じまして、防衛庁職員の
俸給月額などの改定を行なうとするものであり
ます。

以上三法案は、十二月五日本院に提出され、十
二日本会議において趣旨説明が行なわれた後、同
日本委員会に付託、十四日政府より提案理由の説
明を聴取し、慎重審議を行なうまいりました
が、本十九日、山内委員外二名より、実施期日の
八月一日を五月一日に改める旨の、日本社会党、
民主社会党及び公明党三党共同提案にかかる修正
案が提出され、趣旨説明の後、国会法第五十七条
の三の規定に基づき、内閣を代表して田中総務長
官より、本年度の財政事情にかんがみ賛成しがた
い旨の意見が述べられ、質疑を終了、修正案及び
三法案を一括議題として討論に入り、日本社会党
を代表して武部委員より、民主社会党を代表して
受田委員より、また、公明党を代表して伊藤委員よ
り、それぞれ修正案に賛成、三法案の原案に反対
の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案
のとおり可決すべきものと決しました。

なお、一般職の職員の給与に關する法律等の一
部を改正する法律案に対しては、自由民主党、日
本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案
により、

調整手当の支給地の決定に際しては、法改正
の趣旨にかんがみ、現在の暫定手当支給地区分
を十分考慮の上、差し当り現状を変更せざるよ
う配慮すべきである。

この附帯決議が全会一致をもって付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 三案につき討論の通告が
あります。これを許します。武部文君。

〔武部文君登壇〕

○武部文君 私は、たいだいま議題となりました一
般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正す

る法律案外二件に對しまして、日本社会党、民主
社会党及び公明党の三党を代表いたしまして、反
對の意見を表明しようとするものであります。

(拍手)

私は、まず第一に、今日の公務員労働者の生活
がどのような状態にあるかを明らかにし、本年に
至つてもなお人事院勧告の完全実施をしない政府
の給与改定案に反対するものであります。

人間尊重を説く政府のもとで、公僕として忠実
に国民に奉仕する公務員の生活の実態は、皮肉に
も人事院の勧告が浮き彫りにしております。すな
わち、本年度勧告資料によれば、勤労者の標準生
計費は、二人世帯で三万二千四百二十円、三人世
帯で四万四千二百二十円となっております。最も

一般的な行政職(表)に例をとりますと、この二人
世帯の生計費と同じ給与に到達するには、十八歳
の高校卒業から始まつて十三年、三人世帯のそれ
に到達するには実に十八年の年月を要するのであ
ります。このことは、言いかえれば、現在の公務員
は、平均的に見て、三十一歳にならなければ結婚
できないし、三十六歳にならなければ子供を持つ
ことができないということを物語っているものであ
ります。(拍手)また、高校卒の初任給の基礎となる

東京における十八歳の独身男子の標準生計費を、
食糧費七千六百四十円、住居・光熱費三千三百三
十円、被服費四千四百九十円、雑費五千四百円、合計一
万七千三百六十円としているのであります。これと
も、この結果、この育ち盛りの十八歳男子の食

当たりの食費は、実に八十三円七十六銭となり、
また電気暖房を備えた住居費が三千三百三十円とい
う、どこかよその国の話ではないかと思われる金
額になっておるのであります。

先般、本法案質問の際、この席において、わが
党の山本議員は、「東京に限らず、三疊一圓を電
気暖房つきで三千元で貸してくれる家主がおるな
ら示していただきたい」と総理に迫つたのであり
ますが、かかる資料のもとに非常識な生活をしい
られておるのが、とりもなおさず公僕の名のもと

に額に汗して働く公務員の生活の実態なのであり
ます。(拍手)

また、勤労者世帯の標準生計費は、そのエンゲ
ル係数が、五人世帯において、昨年の四二・三%
から、本年は四三・六%と上がり、勤労者の文化
的水準は、驚くべきことに、低下していることを
明らかにしておるのであります。人事院の勧告
が科学的で正しいものとするれば、これは自民党政
府が唱えるその経済の繁栄が、政治、経済の大き
なひずみを内包する繁栄であることをはっきり
証明しているものといわなければなりません。

(拍手)

公務員の労働組合が調査したところによります
と、公務員組合員の四分の一にのぼる者が、その
給与だけでは生活できないと訴え、家族が内職や
共かせぎをしている者は全体の六〇%に達してい
るといふ結果が出ていますのであります。以上の
点を考えると、これは十分に理解できるところで
あります。これが偽らざる公務員の生活の実態で
あり、このような状態に追い込んだのは、実に人事
院勧告の内容のもたらした責任なのであります。

しかるに、政府は、なぜこの低い勧告をなおも
値切ろうとするのか。このような状態で勧告を値
切りながら、職務の遂行にあたり最大の能力を発
揮することを、何を根拠にして公務員に求めるこ
とができるのか、私は理解に苦しむものでありま
す。これが政府案に反対する第一点であります。

(拍手)

次に、私は、人事院勧告は、三公社の賃金決定
の際の仲裁裁定と同様、その完全実施は政府の義
務であり、責任であるという立場から、本法案に
反対するものであります。

言うまでもなく、人事院は、国家公務員法の制
定によつて設立されて以来今日まで、公務員の人
事行政一般をはじめ、労働条件、給与などを調査
し、勧告する任務を背負ってきたのであります。

本来ならば、憲法第二十八条に保障されているこ
とく、公務員は、自由に団体を結成し、労使対等

昭和四十二年十二月十九日 衆議院會議録第七号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二案

一四二

の原則に基づき、自主的な団体交渉によって労働条件を決定すべきであります。昭和二十三年七月の政令二百一十一号による占領軍の労働政策は、公務員から団体交渉権、争議権を剥奪し、その代償として人事院の勧告制度を打ち立てたのであります。したがって、この人事院の勧告は、公務員労働者の最も基本的な権利である団体交渉権、争議権を代替するものであり、この完全実施は政府が行なわなければならない最低、最小の義務であり、責任なのであります。(拍手)

しかるに、政府は、過去十九回の勧告に對して、ただの一回も完全実施したことがなく、しかも昭和三十五年から人事院が勧告の実施時期を五月から行なうよう明記しておるにもかかわらず、四年間は十月から、三年間は九月からと、財源難を理由に不当にもその勧告を踏みじり、本年に至ってもなお三カ月値切っておきながら、昨年より一カ月繰り上げて八月にしたことを政府の誠意として一方的に押しつけるのみで、憲法の保障する基本的人権、労働者の団結権、団体交渉権、争議権についてはもとより、勧告制度の由来についてさき深い理解を示すことなく、その責任を回避し、しかも一方では、みずからの生活と権利を守るため立ち上がった公務員の闘争を、ただ機械的に違法だとして、きびしい弾圧と処分であつておるのであります。(拍手)

このような政府のあり方に対しては、国際的にも大きな非難を浴びておることはすでに御承知のとおりであります。ILO八十七号条約批准に際し、わが国を訪れたドライヤー調査団も、その勧告の中で、わが国の公労委、人事院などの第三者機関が本来の機能を失い、政府の労働政策の一端

として行使されていると指摘しておるのであります。

今日、公務員労働者と政府間に根ざす不信をいかに取り除き、将来、公務員の基本的な権利をいかにして守るかが、重要な課題にならうとしておるのであります。この現時点で、公務員が労働者としての権利を奪われながら、いな、奪われておるからこそ、最低の要求として政府に求めているのは勧告の完全実施なのであります。なぜこれにこだわるのでないのか。この最低の要求にこだわる、さらに相互信頼に基づく労使慣行を打ち立てるべく努力することこそ、政府が行なわなければならない焦眉の急務であると考えるのであります。(拍手)

これが反対する第二点であります。

次に、私は、単に財政事情のみを理由として、人事院勧告を八月実施とした政府案に對し、絶対反対するものであります。

去る五日の本会議における所信演説で、佐藤総理は、東南アジア、大洋州の諸国の歴訪及びアメリカの訪問を通じて、わが国の国際的地位の飛躍的高まりを身をもって感じ、米ソに次ぐ世界第三の工業国になりつつあるという賞讃に満足し、それかあらぬか、佐藤・ジョンソン共同声明に義務づけられた国民みずから国を守る気概を持つことを強調しておるのであります。

しかし、総理の目に映る繁栄は、国民生活をむしばみつつ推し進められた繁栄であり、さきに私が述べましたように、公務員の東京における十八歳男子が、一食八十三円七十六銭の食事をしいられて築かれた繁栄であり、労働基本権を奪われつつも、なお人事院勧告の完全実施を求める公務

員のささやかな要求を踏みにじつて築かれた繁栄なのであります。(拍手)その繁栄が眞の繁栄であるとするならば、その原動力となる多くの労働者の生活水準の高さをなぜ誇り得ないのか、それが誇り得る繁栄こそが正しい政治の姿であると確信するものであります。(拍手)

本年は、昨年末以来の景気の上昇に伴い、税の自然増収も例年になく大幅の伸びを見せていることからいえば、人事院勧告を尊重する意思と、公務員の生活に對する認識があれば、五月実施に踏み切ることが可能ではあります。したがって、経済情勢が、政府の見通し以上の民間企業の設備投資となり、国際収支の赤字増大が予想されるに至つて、公定歩合の引き上げとなり、わが党の指摘した景気刺激予算は、公共事業の繰り延べと国債発行予定額の減額をとらざるを得なくなつたことは、政府財政政策の責任であつて、多くの職場で働く公務員労働者の生活を無視する理由には決してならないのであります。

歴代自民党内閣が、これまで口を開けば、日本経済の驚異的な発展を自賛し、また現に、佐藤内閣が同様な態度をとるならば、なぜ人事院勧告を完全実施し得ないのか、なぜ政府の経済政策の失敗を公務員の生活に置きかえようとするのか、かかる観点からも八月実施の政府案に反対せざるを得ないのであります。

最後に人事院勧告が、内閣のみならず、国会に對して行なわれていることに深く留意し、国会の意思を明らかにし、政府に對して人事院勧告の完全実施を求めるがゆえに政府案に反対しようとするものであります。

すなわち、国会として、人事院の給与改定の勧

告に對し、いままですその内容と一体であるべき実施時期について、完全実施を実現できなかったことを深く反省し、本年こそその完全実施を実現せしめたいと考えるものであります。人事院の勧告が、内閣のみならず、国会に對してもなされる以上、国会は、この勧告を慎重に審議すべき独自の権限と重大な責任を持つものであり、いたずらに内閣の決定に追従すべきではないことは当然であります。

本年度の勧告に對し、衆参両院の内閣委員会をはじめとして、関係常任委員会において、与野党一致して完全実施の決議を行ない、国会の意思を明らかにしたのであります。去る十月二十三日の衆議院内閣委員会において、与野党一致して、「公務員の給与については、昭和四十二年十二月二十四日本委員会が行なつた決議の趣旨に基づき、人事院勧告を尊重し、これを完全に実施すべきである。」という決議を行なつたのであります。しかるに、政府は、今臨時国会に、またまた三カ月繰り下げた八月実施の給与改定案を提出し来たつたのであります。

わが日本社会党は、人事院勧告の内容がきわめて不十分、不満足ながら、さしあたりその勧告を完全実施すべきものとして、日本社会党、民主社会党、公明党協議の上、修正案を提出し、国会の責任を果たそうとしたのであります。不幸にして、内閣委員会においてこれが可決されるところとならなかつたのであります。

私は、かかる政府・自民党の国会軽視の風潮をはなはだ遺憾とし、政府案に反対するとともに、一度決議したことは必ず実行することこそ国会議員の責務であり、国権の最高機関としての国会の

権威を高からしめ、国民の信託にこたえるものであることを訴えて、本討論を終わるものであります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて討論は終局いたしました。

三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。

三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

(拍手)

昭和四十二年度分の地方交付税の単位費用の

特例に関する法律案(内閣提出)

○竹内黎一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、昭和四十二年度

分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を

進められんことを望みます。

○副議長(小平久雄君) 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

昭和四十二年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案を議題といたします。

昭和四十二年度分の地方交付税の単位費用の

特例に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年十二月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十二年度分の地方交付税の単位費用

の特例に関する法律

昭和四十二年度分の地方交付税については、昭和

和四十二年度における地方財政の特別措置に関する

法律(昭和四十二年法律第四十六号)第五条第四

項の規定を適用した場合における地方交付税法

(昭和二十五年法律第二百一十一号)別表に定める単

位費用は、次の表に定めるところによる。

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 一、〇八九、〇〇〇円
	二 土木費		
	1 道路橋りょう費	道路の面積	一平方メートルにつき 四三二〇
	2 河川費	河川の延長	一メートルにつき 六九九〇〇
市	3 港湾費	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき 四、三二〇〇
		港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき 一、二五〇〇
	4 その他の土木費	人口	一人につき 四八〇〇
		海岸保全施設の延長	一メートルにつき 三六四〇〇
市	三 教育費		
	1 小学校費	教職員数	一人につき 五一六、二〇〇
	2 中学校費	学校数	一校につき 一〇九、〇〇〇
	3 高等学校費	教職員数	一人につき 四九一、四〇〇
市	4 その他の教育費	生徒数	一人につき 一〇九、〇〇〇
		人口	一人につき 八五六、二〇〇
		盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき 七、八三〇〇
		人口	一人につき 一七二〇〇
市	四 厚生労働費		
	1 生活保護費	町村部人口	一人につき 一六三、〇〇〇
	2 社会福祉費	人口	一人につき 五三八〇〇
	3 衛生費	人口	一人につき 二二五〇〇
市			
			四六六〇〇

昭和四十二年十二月十九日 衆議院會議録第七号 昭和四十二年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案

		4 労働費	五 産業経済費	1 農業行政費	2 林野行政費	3 水産行政費	4 商工行政費	六 その他の行政費	1 徴税費	2 恩給費	3 その他の諸費	七 災害復旧費	八 特定償還費	九 特別事業償還費	一 消防費	二 土木費	1 道路橋りょう費
		工場事業場労働者数 失業者数	耕地の面積 農家数	農家数	林野の面積 水産業者数	水産業者数	商工業の従業者数	道府県税の税額 恩給受給権者数	道府県税の税額 恩給受給権者数	恩給受給権者数	人口	面積	災害復旧事業費の財 源に充てた地方債の 元利償還金	公共事業費等特定の 事業費の財源に充て るため昭和四十一年 度において特別に発 行を許可された地方 債の額	公共事業費等特定の 事業費の財源に充て るため昭和四十一年 度において特別に発 行を許可された地方 債の額	人口	道路の面積 道路の延長
		一人につき 一人につき	一ヘクタールにつき 一戸につき	一ヘクタールにつき 一ヘクタールにつき	一人につき 一人につき	一人につき	一人につき	千円につき 一人につき	千円につき 一人につき	一人につき 一人につき	一人につき 一平方キロメートルにつき	千円につき	千円につき	千円につき	一人につき	一平方メートルにつき 一メートルにつき	一メートルにつき
		五四六〇〇 九七、六〇〇〇〇	六、一〇〇〇 六、七四〇〇〇	六、一〇〇〇 六、七四〇〇〇	二、二一六〇〇 二、四〇〇〇〇	二、四〇〇〇〇 一、一九八〇〇	一、一九八〇〇	一二六〇〇 五〇、二〇〇〇〇	一二六〇〇 五〇、二〇〇〇〇	五〇、二〇〇〇〇 六五六〇〇	一八〇、〇〇〇〇 九五〇〇〇	九五〇〇〇	二五〇〇〇	七二〇〇	六八二〇〇	一八〇〇	三二五〇

		2 港湾費	3 都市計画費	4 下水道費	5 その他の土木費	三 教育費	1 小学校費	2 中学校費	3 高等学校費	4 その他の教育費	四 厚生労働費	1 生活保護費	2 社会福祉費	3 保健衛生費	4 清掃費	5 労働費	五 産業経済費
		港湾（漁港を含む） におけるけい留施設 の延長	港湾（漁港を含む） における外かく施設 の延長	都市計画区域におけ る人口	土地地区画整理事業の 施行地区の面積	人口集中地区人口	人口	児童数 学級数 学校数 生徒数	学級数 学校数 生徒数	学級数 学校数 生徒数	教職員数 生徒数	人口	市部人口	人口	人口	人口	失業者数
		一メートルにつき	一メートルにつき	一人につき	一平方メートルにつき	一人につき	一人につき	一人につき	一学級につき	一学級につき	一校につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
		四、〇三〇〇〇	一、二五〇〇〇	一一六〇〇	三六〇	一七二〇〇	一七二〇〇	二、三八〇〇〇	一六四、〇〇〇〇	九一〇、〇〇〇〇	二、五〇〇〇〇	一七二、七〇〇〇	九六二、〇〇〇〇	七七〇、〇〇〇〇	七、七六〇〇〇	四三〇〇〇	四四九〇〇

1 農業行政費	2 商工行政費	3 その他の産業経済費	4 その他の行政費	5 徴税費	6 戸籍住民登録費	7 その他の諸費	8 災害復旧費	9 特定債償還費	10 刃地対策事業債償還費	11 特別事業債償還費
農家数	商工業の従業者数	林業、水産業及び鉱業の従業者数	市町村税の税額	本籍人口	世帯数	人口	面積	千円につき	千円につき	千円につき
五、五九〇〇〇	四三九〇〇	三、七〇七〇〇	一三四〇〇	七〇〇	三〇〇〇〇	一、四二六〇〇	三五三、〇〇〇	二五〇〇〇	五七〇〇〇	六五〇〇〇

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律第三項第一項の規定を適用する場合に、同項に規定する財源不足額は、この法律の施行前までに各都道府県に対して交付され

た同法第二項第三項の第一種交付金の額の算定に用いた財源不足額によるものとする。

理 由

地方公務員の給与改定に要する経費及び通学路に係る交通安全施設の整備等の事業に要する経費

を昭和四十二年度分の普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するため、単位費用の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長亀山孝一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔亀山孝一君登壇〕

○亀山孝一君 ただいま議題となりました昭和四十二年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、地方公務員の給与改定に要する経費及び通学路にかかる交通安全施設の整備等の事業に要する経費を、物件費等の行政経費の節約を考慮の上、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するため、単位費用の特例を設ける等の措置を講じようとするものであります。本案は、十二月八日当委員会に付託され、同十二日赤澤自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重な審査を行なったのであります。本日、質疑を終了、日本共産党を代表して林百郎君の反対討論があった後、直ちに採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案により、地方財政の質的構造の改善、公営企業財政の健全化、調整手当の支給につき現行の暫定手当支給地域区分の尊重等を内容とする附帯決議を付することにした次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○竹内黎一君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(小平久雄君) 竹内黎一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和四十二年十二月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「二十三万円」を「二十五万円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

昭和四十二年十二月十九日 衆議院會議録第七号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一案

区 分		報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官		五五〇、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事		四〇〇、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官		三三〇、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官		二七〇、〇〇〇円
判 事		
一 号		二四〇、〇〇〇円
二 号		二二〇、〇〇〇円
三 号		二〇〇、〇〇〇円
四 号		一八〇、〇〇〇円
五 号		一六一、〇〇〇円
六 号		一四七、〇〇〇円
七 号		一三四、〇〇〇円
八 号		一二〇、〇〇〇円
一 号		一〇三、一〇〇円
二 号		九一、三〇〇円
三 号		八二、七〇〇円
四 号		七五、五〇〇円
五 号		六八、五〇〇円
六 号		六三、六〇〇円
七 号		五八、五〇〇円
八 号		五五、三〇〇円
九 号		四九、〇〇〇円
十 号		四六、一〇〇円
十一 号		四二、一〇〇円
十二 号		三九、八〇〇円

簡易裁判所判事

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
一八〇、〇〇〇円	一六一、〇〇〇円	一四七、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一〇九、一〇〇円	一〇三、一〇〇円	九一、三〇〇円	八二、七〇〇円	七五、五〇〇円	六八、五〇〇円	六三、六〇〇円	五八、五〇〇円	五五、三〇〇円	四九、〇〇〇円	四六、一〇〇円	四二、一〇〇円	三九、八〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「改正後の法律」という。）の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

2 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官に対する改正後の法律第二条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同法別表に掲げる報酬月額を、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該官職についての昭和四十二年七月三十一日における裁判官の報酬

等に関する法律第九条の規定に基づく四級地（裁判官の暫定手当に関する規則（昭和三十三年最高裁判所規則第九号）に規定する支給地域の区分が四級地である地域をいう。）に係る暫定手当の月額（以下「四級地支給額」という。）に二十分の三を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては四級地支給額に二十分の九を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては四級地支給額に二十分の十五を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。

3 判事、判事補及び簡易裁判所判事に対する改正後の法律第二条及び第十五条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同法別表に掲げる報酬月額及び同条に定める報酬月額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該報酬月額を受ける裁判官についての昭和四十二年七月三十一日における裁判官の報酬等に関する法律第九条の規定に基づく三級地（裁判官の暫定手当に関する規則に規定する支給地域の区分が三級地である地域をいう。）に係る暫定手当の月額（以下「三級地支給額」という。）に五分の一を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては三級地支給額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替えるものとする。

4 裁判官が昭和四十二年八月一日以降の分として支給を受けた報酬その他の給与は、改正後の法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理由
一般の政府職員の給与改定に伴い裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十二年十二月五日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第四条中「扶養手当」の下に、「調整手当」を加える。
別表を次のように改める。

別表		区 分	俸 給 月 額
その 他 の 検 事 長	一 号	検 事 長	四〇〇,〇〇〇円
	二 号	次 長	二六〇,〇〇〇円
	三 号	東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	二七〇,〇〇〇円
	四 号	二 六 〇, 〇 〇 〇 円	二四〇,〇〇〇円
	五 号	一 六 一, 〇 〇 〇 円	二二〇,〇〇〇円

副 検 事											検 事										
十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二 十 号	十 九 号	十 八 号	十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号
四九,〇〇〇円	五五,三〇〇円	五八,五〇〇円	六三,六〇〇円	六八,五〇〇円	七五,五〇〇円	八二,七〇〇円	九一,三〇〇円	一〇三,一〇〇円	一〇九,一〇〇円	一三四,〇〇〇円	三九,八〇〇円	四二,一〇〇円	四六,一〇〇円	四九,〇〇〇円	五五,三〇〇円	五八,五〇〇円	六三,六〇〇円	六八,五〇〇円	七五,五〇〇円	八二,七〇〇円	九一,三〇〇円
一四七,〇〇〇円	一三四,〇〇〇円	一二〇,〇〇〇円	一〇三,一〇〇円	九一,三〇〇円	八二,七〇〇円	七五,五〇〇円	六八,五〇〇円	六三,六〇〇円	五八,五〇〇円	五五,三〇〇円	四九,〇〇〇円	四六,一〇〇円	四二,一〇〇円	三九,八〇〇円	一三四,〇〇〇円	一二〇,〇〇〇円	一〇三,一〇〇円	九一,三〇〇円	八二,七〇〇円	七五,五〇〇円	六八,五〇〇円

十	二	号	四六、一〇〇円
十	三	号	四二、一〇〇円
十	四	号	三九、八〇〇円
十	五	号	三六、一〇〇円
十	六	号	三三、一〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「改正後の法律」という。)の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

2 検事総長、次長検事及び検事長に対する改正後の法律第二条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同法別表に掲げる俸給月額、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該官職についての昭和四十二年七月三十一日における検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十七号。以下「法律第五十七号」という。)附則第三項の規定に基づく四級地(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号。以下「法律第五十四号」という。)附則第十六項に規定する地域区分が四級地である地域をいう。)に係る暫定手当の月額(以下「四級地支給額」という。)に二十分の三を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては四級地支給額に二十分の九を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降に得た額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替へるものとする。

替へるものとする。

3 検事及び副検事に対する改正後の法律第二条の規定の昭和四十三年四月一日以降における適用については、同法別表に掲げる俸給月額は、いずれも、その額に、同日から昭和四十四年三月三十一日までの間においては当該俸給月額を受ける検察官についての昭和四十二年七月三十一日における法律第五十七号附則第三項の規定に基づく三級地(法律第五十四号附則第十六項に規定する地域区分が三級地である地域をいう。)に係る暫定手当の月額(以下「三級地支給額」という。)に五分の一を乗じて得た額に相当する額を、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日以降においては三級地支給額に相当する額をそれぞれ加えた額に読み替へるものとする。

4 検察官が昭和四十二年八月一日以降の分として支給を受けた俸給その他の給与は、改正後の法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与と改定に伴い検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。法務委員長大坪保雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔大坪保雄君登壇〕

○大坪保雄君 ただいま議題となりました両法案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、一般の政府職員の給与を改善する法案が今国会に提出されているのでありますが、この両法案は、裁判官及び検察官について、一般の政府職員の例に準じてその給与を改善しようとするものでありまして、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一に 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額と、その他の裁判官並びに検察官については、これに対応する一般職の職員の俸給とそれぞれ同一の比率でこれを増額し、昭和四十二年八月一日にさかのぼって適用しようとするものであり、第二に、裁判官及び検察官についても、一般の政府職員の例に準じて昭和四十三年四月一日以降暫定手

当のうちその一定額を報酬または俸給に繰り入れる措置を講じようとするものであります。

法務委員会におきましては、十二月十四日提案理由の説明を聴取した後、両案を一括して審議に付し、本日、質疑を終了、討論に入りましたところ、自由民主党より賛成、日本社会党より反対、民主社会党より反対、公明党より反対、日本共産党より反対の各討論がありました。次いで、採決の結果、両案は多数をもって政府原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十三分散会

出席国務大臣

自治大臣 赤澤 正道君

出席政府委員
國務大臣 田中 龍夫君
防衛政務次官 三原 朝雄君
法務政務次官 進藤 一馬君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る十五日、本院は日本銀行政策委員会委員に大久保太三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、去る十五日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十七回国会政府委員に任命することを承認した。

法務大臣官房司 川島 一郎
法法制調査部長

(政府委員任命)

一、去る十五日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、十五日議長において承認した川島一郎を同日第五十七回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(報告書受領)

一、去る十五日、内閣から次の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
旧軍港市転換事業進捗状況報告書
別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

報告書

伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書

報告書

横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
神戸国際港都建設事業進捗状況報告書

奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書

松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書

松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
軽井沢国際観光文化観光都市建設事業進捗状況報告書

報告書
(理事補欠選任)

一、去る十五日、法務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 田中伊三次君(理事中垣國男君去る十五日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

高田 富之君 中谷 鉄也君
大蔵委員
広瀬 秀吉君 柳田 秀一君
西村 第一君

文教委員

春日 一幸君 永江 一夫君
農林水産委員
島口重次郎君 大原 亨君

商工委員

柳田 秀一君 広瀬 秀吉君
通信委員
猪俣 浩三君 成田 知巳君

建設委員
勝澤 茂雄君 高田 富之君

予算委員
成田 知巳君 安宅 常彦君
大原 亨君 大出 俊君
八木 昇君 麻生 良方君
田畑 金光君

議院運営委員
永江 一夫君 春日 一幸君

(常任委員補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員
中谷 鉄也君 高田 富之君
大蔵委員
柳田 秀一君 広瀬 秀吉君
春日 一幸君
文教委員
永江 一夫君 吉田 賢一君
農林水産委員

大原 亨君

島口重次郎君
商工委員
広瀬 秀吉君 柳田 秀一君
通信委員
成田 知巳君 安宅 常彦君

建設委員

高田 富之君 勝澤 芳雄君
予算委員
猪俣 浩三君 八木 昇君
大出 俊君 大原 亨君
成田 知巳君 永江 一夫君
西村 榮一君

議院運営委員
春日 一幸君 麻生 良方君

(特別委員辞任)

一、去る十六日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

沖繩問題等に関する特別委員
石橋 政嗣君 中谷 鉄也君

(特別委員補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

沖繩問題等に関する特別委員
中谷 鉄也君 石橋 政嗣君

(議案提出)

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次の通りである。

医師法の一部を改正する法律案

昭和四十二年十二月十九日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

医師法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

社会労働委員会 付託

(議案送付)

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和四十二年度一般会計補正予算(第一号)

昭和四十二年度特別会計補正予算(特第一号)

特殊教育に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十二年十二月八日

衆議院議長 石井光次郎殿

特殊教育に関する質問主意書

国は、教育基本法に基づき、国民に対し就学の義務を課すると同時に、児童の保護に当たり、児童福祉法を制定して国及び地方公共団体の児童福祉保障に関する責任を定め、さらに児童憲章第十一条に「すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。」とはつきりその責任の内容と所在を規定している。

しかるに、特殊教育の現状は、ごく一部を除きほとんどが野放しの状態で、政府の施策は、民間の篤志家の善意の上に、かろうじてその責任の一端を果たしているにすぎない事態は、まことに寒心にたえない。

よつて次の項に關し、政府の明確なる所見を承りたい。

一 心身の不自由児にとつても法の下には平等で、就学の機会均等は当然の権利といふべきである。適切な教育の結果、社会復帰の道をたどることは、ひとり本人の幸福のみならず、国にとつても貴重なる人的資源の拡充になる。また、不幸にして社会復帰の道を閉ざされた者に対しては、十分なる保護が与えられるべきことは、国の当然の義務であると考えられる。

昭和四十二年度政府関係機関補正予算(機第一号)

取引所税法の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木一君提出特殊教育に関する質問に対する答弁書

提出者 鈴木 一

かかる事情を勘案するとき、今日の特殊教育行政はまことに不完全きものであるもので、国の怠慢と言つても過言でないと思う。政府はすみやかに制度の充実に一段の努力をほらうべきであると思ふが、これに対する政府の基本的所見を承りたい。

二 本問題は、その性質上傷口は小さいが奥行きは深く広い。あたかもそれは氷山が一角を水面に露頭する姿に似て、全貌ははなはだ掌握しがたい。しかるに政府のこれに対する姿勢は、たまたま表面化された問題を断片的にとりあげ、糊塗的対策をとるにすぎず、その施策を欠き、十分効果をあげていくとは認めがたい。

政府は、今もつて全国的な実態調査も行なわず、すべての施策は推定の上にたち、問題点の解明について専門的検討を加える努力を欠いている。施設教職員数は不足し、その待遇も外国例に比して低い。さらに、心障児をもつ家庭の多くは、その経済的負担に苦しんでいる。

よつて、少なくとも次の諸点に關しては、早急に実現を計る必要があると認められる。

- (イ) 全国的な実態調査の実施
- (ロ) 国立中央研究所の設立
- (ハ) 教職員養成機関の整備充実並びに教職員の待遇改善
- (ニ) 国庫負担による教育治療制度の実施

右に關する政府の所見を承りたい。

三 文部省初等中等教育局特殊教育課の資料によれば、昭和四十一年五月一日現在、特殊児童生徒推定数は百二十四千四百八名に達する。これには弱視、難聴、言語障害児は含まれていない。さらにアメリカ言語聴覚学会が千九百五十一年大統領に提出した公式調査の結果より推算すれば、言語障害児は実に七十五万八千七百七十名に達する。両者を合算すれば、学齢児童中約二百万近い心障児が存在するにわかかわらず、現状では特殊学級の絶対数は余りにも不足し、言語障害児の就学率は五千人に一人にすぎない。

他方昭和四十一年度の特殊教育課の予算は七十億円に満たない。

政府は、これで十分な対策が講ぜられているという自信があるのか、その所見を承りたい。

四 「早期発見の早期教育」が特殊教育の鉄則であるが、不幸にして、その教育の効果を享受できぬ、重症心身障害児、精神薄弱児、筋ジストロフィー等の特殊の病気をわずらう児童には、社会復帰の道は閉ざされている。さらに成年に達した心身障害者を加えるならば、数百万に達する心身障害者が、この世に生存するわけになるが、それらを含めて、心身障害者福祉基本法のごとき発想の上に

たつて、これを母法とする一連の立法措置を講ずる意思はないか、所見を承りたい。
右質問する。

昭和四十二年十二月十五日

衆議院議長 石井光次郎殿

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議員鈴木一君提出特殊教育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木一君提出特殊教育に関する質問に対する答弁書

一 心身障害児に対して、その能力に応じた適切な教育を施すことは、教育の機会均等の理念実現のため、欠くことのできない課題である。

このため、戦後整備された特殊教育制度のもとに、盲学校、聾学校はじめ、新たに発足した養護学校および特殊学級の設置を進め、施設設備の整備、教育内容の改善、教員の養成と確保、就学奨励費の拡充などを中心に施策を講じている。

しかし、心身障害児の特性に応ずるよう、なお一層改善充実を図る必要があり、本年度から特殊教育振興の基礎となる問題について、研究調査を進めているところである。

二 特殊教育の対象児については、その障害の種類と程度にかなりの変化を生じつつあり、その実態を把握するため、本年度新たな見地から、心身障害児の全国的調査を実施している。

三 特殊教育の内容・方法については、今後、なお研究開拓を要する面が多く、関連諸科学による共同研究を必要としており、そのための研究体制の整備について、検討を進めている。

四 教員の養成については、国立大学の全教員養成学部、養護学校教員養成課程を設置する計画のもとに、その増設を図っている。

また、教職員の待遇改善については、俸給の調整額を支給しているが、本年度とくに、特殊学級担当教員の俸給の調整額を、二倍に引き上げた。

五 教育と治療をあわせて行なう必要のある心身障害児については、肢体不自由児施設、精神薄弱児施設等に、養護学校や特殊学級を併設するなど、国・地方公共団体の公費負担により措置している。

なお、特殊教育諸学校への就学を奨励し、父兄の経済的負担を軽減するため、就学奨励費を支給

し、毎年その拡充を行なっており、また、心身障害児の社会的自立を促進するため、高等部における職業教育の施設設備の充実に必要な助成を行ない、高等部の教員定数の改善を図っている。

三 特殊教育への就学者数は、年々着実に増加しており、とくに、養護学校および特殊学級の在学者数は、この五年間に五万九千人から十二万六千人と二倍以上に増加している。

また、弱視児、難聴児、言語障害児の教育については、実験学校を設け、教育内容、方法について研究するとともに、特殊学級等の設置促進を図っている。

なお、特殊教育関係予算については、昭和四十二年度において、教職員給与費、教材費を含めて、百二十三億円を計上しており、前年度に比し、二十八億円増となっている。

四 重症心身障害児、精神薄弱児、進行性筋ジストロフィー症児等の、特殊な疾病に罹患している児童等に対する福祉については、児童福祉法の体系において、必要な措置が講じられているところであるが、心身障害者福祉基本法の構想については、関連施策の総合化の観点から、今後、十分検討したい。

右答弁する。

一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十二年八月十五日付の給与改定に関する人事院勧告について、実施期日を昭和四十二年八月一日からとし、都市手当を調整手当とするほか、すべて勧告どおり実施しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

1 全俸給表の俸給月額を改め、指定職以外の俸給表については、八百円ないし九千六百円引き上げた額とし、指定職(甲)については一律二万円、指定職(乙)については一万二千円ないし二万円引き上げた額とする。(改善率は平均七%となっている。)

2 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師に対する支給限度の月額を五千円から一万円に引き上げる。

3 新たに調整手当を設け、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事院規則で定めるものに在職する職員に対して支給することとし、その支給額は、甲地に在職する者に対

しては、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額の百分の六、乙地に在勤する者に対しては、同合計額の百分の三とする。

また、転勤等により調整手当が支給されなくなる場合又はその月額が減少する場合には、二年間の異動保障を行なうこととする。

なお、人事院は、本法施行後三年以内に調整手当に關して必要と認められる措置を国会及び内閣に勧告することを目途として、その調査研究を行なうものとする。

4 宿日直手当については、支給限度額を四百二十円から五百十円（土曜日等に退庁時から引き続いて行なわれる宿直勤務にあつては、五百四十円から七百六十五円）に引き上げるとともに、常直的な宿日直勤務に対する手当の支給月額を、三千円から三千六百円に引き上げる。

5 勤勉手当について、三月に支給する同手当を〇・一月分増額して〇・五月分とする。

(二) 一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第一五四号）の一部改正

1 現在暫定手当の支給されていない地域に在勤する職員に対して、本法施行の日の翌月の初日から、昭和四十三年三月三十一日までの間は、暫定手当一段階相当額の五分の一、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間は、その五分の二、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間は、同じくその五分の二の額を、新たに暫定手当として支給する。

なお、指定職（準）適用職員についても、上記の趣旨にのっとり、同様の措置を行なう。

2 暫定手当の異動保障期間を現行一年間から二年間に延長する。

(三) 附 則

1 本改正法は公布の日から施行し、俸給表の改定及び勤勉手当の増額を除く諸手当の改定等は、昭和四十二年八月一日から適用する。

2 昭和四十三年四月一日以降、暫定手当一段階相当額（指定職俸給表（準）適用職員にあつては二

段階相当額）を逐次俸給表に繰り入れることとし、昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間はその五分の一、昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間はその五分の三、昭和四十五年四月一日からはその五分の五の額（一段階相当額全額）をそれぞれ俸給表に定める俸給月額に加えた額をもつて職員の俸給月額とする。これに対応して、暫定手当の額は、逐次俸給に加えられた額相当額を減ずるものとする。

3 その他、俸給の切替え方法、切替えに伴う措置及び調整手当が支給される者には指定職（準）を除き暫定手当は支給しないこととする等調整手当と暫定手当との調整措置等を規定している。

二 議案の可決理由

昭和四十二年八月十五日付の一般職職員の給与改定に關する人事院勧告の趣旨並びに現下の財政事情にかんがみ本案は、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

また、原案に対しては、山内広君外二名より、日本社会党、民主社会党、公明党三党共同提案にかかる「実施期日について、原案の昭和四十二年八月一日を、五月一日に改める。」旨の修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

この修正案に対しては、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して、田中総理府総務長官より「本年度の財政事情にかんがみ、賛成しがたい。」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費

給与改善費（昭和四十二年八月分より昭和四十三年三月分まで）として、一般会計所属職員分（ただし防衛庁職員を除く特別職の職員を含む。）約百五十五億八千七百円、特別会計所属職員分約八十七億五千二百万円が、昭和四十二年度一般会計及び特別会計補正予算（第一号及び特第一号）に計上されている。

右報告する。

昭和四十二年十二月十九日

衆議院議長 石井光次郎殿

内閣委員長 三池 信

〔別紙〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

調整手当の支給地の決定に際しては、法改正の趣旨にかんがみ、現在の暫定手当支給地区分を十分考慮の上、差し当たり現状を変更せざるより配慮すべきである。

右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、一般職職員の給与改定に伴い、特別職職員についても、その俸給月額改定等を行ない、昭和四十二年八月一日から実施しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

1 内閣総理大臣等の俸給月額を次のように増額する。(カッコ内は現行)

内閣総理大臣 五十五万円 (四十万円)

国務大臣等 四十万円 (三十万円)

内閣法制局長官等 三十二万円 (二十六万円)

政務次官等 二十七万円 (二十五万円)

内閣官房副長官等 二十六万円 (二十四万円)

国家公安委員会委員等 二十四万円 (二十二万円)

土地調整委員会委員等 二十二万円 (二十万円)

2 大使及び公使の俸給月額については、国務大臣と同額のいわゆる大使特号は十万円増額して四十万円とし、大使五号俸は六万円、大使、公使四号俸から一号俸まではそれぞれ二万円増額して、

三十二万円ないし十九万円とする。

3 秘書官の俸給月額を七千五百円ないし三千円増額して、十萬八千円(八号俸)ないし四萬五千五百円(一号俸)とする。

4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を千五百円増額して、一万五百円とする。

5 一般職の例に準じて、内閣総理大臣等、大使及び公使並びに秘書官に、新たに調整手当を設けることとし、これに伴い、暫定手当に関する規定の整備、調整手当と暫定手当との調整等を行なうこととする。

6 内閣総理大臣等、大使及び公使並びに秘書官について、昭和四十三年四月一日以降、一般職の例に準じて、暫定手当の一定部分を俸給へ繰り入れることとするとともに、常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額も改定する。

二 議案の可決理由

一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、本案の趣旨は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

給与改善費(昭和四十二年八月分より昭和四十三年三月分まで)として、約二千七百万円が昭和四十二年度一般会計補正予算(第一号)に計上されている。

右報告する。

昭和四十二年十二月十九日

内閣委員長 三池 信

衆議院議長 石井光次郎殿

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、今般提出された一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額額の改定等を昭和四十二年八月一日から実施しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

- 1 参事官等及び自衛官の俸給については、一般職の例に準じてその額を改定する。
なお、事務官等の俸給については、一般職の俸給表を準用することは従前のおりである。
 - 2 営外居住者に支給している営外手当を、月額五千七十円から五千五百八十円に増額する。
 - 3 防衛大学校の学生に支給している学生手当を、月額九千八百円から一万百円に増額する。
 - 4 一般職の例に準じて、三月に支給する勤勉手当を○・一月分増額して、○・五月分とする。
 - 5 一般職の例に準じて、参事官等、事務官等及び指定職の自衛官に、新たに調整手当を設けることとし、これに伴い、暫定手当を基礎とする給与に關する規定の整備、調整手当と暫定手当との調整等を行なうこととする。
 - 6 一般職において、現在暫定手当を支給されていない地域に在勤する職員に、一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律の施行の日の翌月の初日から暫定手当の一段階相当額の五分の一の額が、昭和四十三年四月一日から、その五分の二の額が支給されることとなることに伴い、自衛官の俸給について、従前の例により、それぞれの日から、その俸給月額を改定する。
 - 7 一般職において、昭和四十三年四月一日から暫定手当の一段階相当額の五分の一の額を俸給に繰り入れることとしているので、一般職の例に準じて、同日から、参事官等の俸給月額を改定するとともに、防衛大学校の学生の学生手当の月額も一万二百円に改定する。
- なお、昭和四十三年四月一日以降の事務官等の俸給月額は、一般職の例によることとする。

8 昭和四十四年四月一日以降における参事官等及び自衛官の俸給月額並びに防衛大学校の学生の学生手当については、一般職の暫定手当の俸給繰入れ措置との権衡上必要な改定を行なうものとする。

なお、事務官等の俸給、医療職の初任給調整手当、宿日直手当等については、一般職の職員に關する法律を準用しているので、同法の改正に伴い、同様の改定が行なわれることとなる。

二 議案の可決理由

防衛庁職員の給与は、一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、本案の趣旨は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

給与改善費(昭和四十二年八月分より昭和四十三年三月分まで)として、約九十二億円が昭和四十二年一般会計補正予算(第一号)に計上されている。

右報告する。

昭和四十二年十二月十九日

内閣委員長 三池 信

衆議院議長 石井光次郎殿

昭和四十二年度分の地方交付税の単位費用の特例に關する法律案(内閣提出)に關する報告書
議案の要旨及び目的

本案は、地方公務員の給与改定に要する経費及び通学路にかかる交通安全施設の整備等の事業に

要する経費を、旅費及び物件費等の行政経費の節約を考慮のうえ、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するため、単位費用の特例を設ける等の措置を講じようとするものである。

二 議案の可決理由

地方財政の現状において、今回の本案による措置は妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度交付税及び譲与税配付金特別会計補正予算(特第1号)の歳出に、地方交付税交付金として、五百四十九億一千百六十八万円を追加計上している。

なお、本案に対し、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十二年十二月十九日

地方行政委員長 龜山 孝一

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

昭和四十二年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の措置を講ずべきである。

一 今回、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち、二百億円を繰り上げて償還する措置が採られたが、地方財政の現状には、なお幾多の解決すべき問題のあることにかんがみ、その構造の質的な改善に一段の留意を払うこと。

二 地方公営企業については、建設資金のみならず借換のための資金についても大幅な増額を図る等により、その弾力ある運営に資するよう努力すること。

三 地方公務員に対する調整手当の支給地域区分については、本手当制度が国家公務員についてもなお検討を要するものとされていること等にかんがみ、さしあたり現行の暫定手当の四級地を甲地に、三級地を乙地として運営されるよう配慮すること。

右決議する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、裁判官についても、その給与を改善しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、これに対応する内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額と、その他の裁判官については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額と、それぞれ同一の比率でこれを増額すること。

2 以上の改正は、昭和四十二年八月一日にさかのぼって適用すること。

3 最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官については、内閣総理大臣その他の特別職の職員の例に準じ、その他の裁判官については、一般職の職員の例に準じて、昭和四十三年四月一日以降暫定手当のうち、その一定額を報酬に繰り入れる措置を講ずること。

二 議案の可決理由

昭和四十二年十二月十九日 衆議院會議録第七号 議案に関する報告書

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善するため、今国会に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」及び「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出している。

本案は、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善しようとするもので、適当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度一般会計補正予算裁判所所管に三億八千三百万円を計上している。

右報告する。

昭和四十二年十二月十九日

法務委員長 大坪 保雄

衆議院議長 石井光次郎殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般の政府職員の給与の改善に伴い、検察官についても、その給与を改善しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、これに対応する国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額と、その他の検察官については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額

と、それぞれ同一の比率でこれを増額すること。

2 第四条に規定するいわゆる待命検事長、検事及び副検事についても新に調整手当を支給すること。

3 以上の改正は昭和四十二年八月一日にさかのぼって適用すること。

4 検事総長、次長検事及び検事長については、国務大臣その他の特別職の職員の例に準じ、その他の検察官については、一般職の職員の例に準じて、昭和四十三年四月一日以降、暫定手当のうち、その一定額を俸給に繰り入れる措置を講ずること。

二 議案の可決理由

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善するため、今国会に「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」及び「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出している。本案は、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善しようとするもので、適当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度一般会計補正予算法務省所管に二億四千八百万円を計上している。

右報告する。

昭和四十二年十二月十九日

法務委員長 大坪 保雄

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院會議錄第六号中正誤

ベ	少	段	行	誤	正
九	一	九	2,307,000	2,307,000	
九	一	五	37,370,000	37,730,000	
一〇〇	一	五	2,179,000	△ 2,179,000	
一〇一	一	二	増収増額	増収総額	
一〇二	一	末入	防衛	防衛	
一〇三	二	末入	負担に	負担増に	
一〇五	一	五	う減額	の減額	

昭和四十二年十二月十九日 衆議院會議録第七号

昭和四十二年十二月十九日 衆議院會議録第七号

一五八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
送料 三十円
発行所 東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八一四四二(大)